

参議院建設委員会會議録第三十三号

昭和三十六年五月三十一日(水曜日)

午前十時二十三分開会

委員の異動

五月三十日委員小沢久太郎君辞任につき、その補欠として井野碩哉君を議長において指名した。

本日委員井野碩哉君辞任につき、その補欠として小沢久太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿蔵君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

小沢久太郎君
小山邦太郎君
村松 久義君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
武内 五郎君
藤田 進君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

政府委員
建設省計画局長 關盛 吉雄君
事務局側
常任委員 武井 篤君
会専門員

参考人

京都大学法 須貝 脩一君
学部教授 相磯まつ江君
弁護士 梅原 昭君
全日本農民組 加藤 一郎君
合連会大阪 渡邊洋三郎君
府連書記長 原口忠次郎君
東京大学法 神戶市長 小山 久保君
学部教授 熊谷太三郎君
東京大学助教授 中川 哲郎君
私鉄経営者協 電力建設協
会用地部会長 力会会長

本日の會議に付した案件
○公共用地の取得に関する特別措置法
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲浦鹿蔵君) ただいまから
建設委員会を開会いたします。

公共用地の取得に関する特別措置法
案を議題といたします。本案につきま
して、本日は参考人の方々から御意見
を聴取することにいたします。午前中
御出席いただき参考人は、京都大
学教授須貝脩一君、弁護士相磯まつ江
君、全日本農民組合連合会大阪府連書
記長梅原昭君、以上の方々であります。

参考人の方々におかれましては、御
多忙のところ本委員会の急な御依頼
にもかかわらず御出席下さいまし
て、まことにありがとうございます。
どうぞ忌憚のない御意見をお聞かせ下

さいますようお願いいたします。それ
ではこれから御意見を伺いたいと思
いますが、時間の関係上、お一人十五分
程度にお願いしたいと思います。
委員会の運びは、まず参考人の方々か
ら御意見の御開陳が全部終わりました
から、委員各位よりの質疑にお答えを
していただくことにいたしたいと存じ
ます。

○参考人(須貝脩一君) 特別措置法に
つきまして、御審議なさいますにつ
きましての御参考になるような問題
を、これから気づきました点だけを申
し上げたいと思います。

まず第一に、これはまあ前書きであ
りますが、衆議院では十分審議を尽く
すことはできないというふうな印象も
われわれは受けるのであります。参議
院ではその点いつも専門的な詳細
な審議を尽くされまして、いつも敬服
しておる次第であります。で、そうい
う点から、私、まあ行政法をやってお
ります関係上、この法案を讀ましてい
ただきまして、いろいろ気のついた点
について申し上げたいと思います。

まず第一に、この土地収用法と特別
措置法の関係について、両方の関係に
関する点であります。これはまあ土
地収用法の改正ということではなし
に、別の特別措置法というところで提案
されておるようであります。で、この
特別措置法を讀んでみますと、収用法
との関係につきましていろいろ条文の

規定がありまして、一つは土地収用法
の第何条を適用しないというふうな不
適用の規定がある。特別措置法の中に
そういう規定があります。また片方で
は、土地収用法の第何条を適用する
というふうな規定があります。で、土地
収用法の第何条は特別措置法の場合に
は適用しない、こういうことを特に別
段の規定を設けて断わっておるという
限りは、そういう規定がない限りは、こ
れはもう一般法と特別法の関係で、こ
の一般法が当然適用がある、こういう
関係かと思ひます。また片方では、
これこれの規定につきましては土地収
用法の第何条を適用すると、こういう
ようなことが書いてございます。これ
はまあどういふことになりますか、こ
ういふ点もまず第一に御審議下さると
よろしいかと思ひます。

で、この特別措置法と土地収用法と
の関係の問題として、第二に、特
別措置法の場合にも事業の準備という
第一番の手続、最初の手続については
土地収用法の規定によることになつて
おるようであります。しかしこれもあ
この方の特別措置法のいろいろな規定を
讀んで参りますと、この事業の準備
についてもこの特例の必要がなかった
のか。たとえば立ち入り拒むという
ような問題が起り得るというふうな
ことですね。この場合にもやっぱり同
じような必要があったのかもしらぬと
思ひますが、この点は特別の規定がな
いようであります。これも一つの問題
点であります。

それから次の手続の規定に入りまし
て、この事前のPRということがござ
います。事前のPRにつきましてこ
れは義務づけられておるわけであり
ますが、それじゃPRしなかった場合にど
ういう制裁があるのか、こういう点
がまた問題になると思ひます。まあPR
を義務づけておるというふうな点は、
これは今までの法律にはなかった点で
あります。まことにこれは、何とい
いますかめずらしい制度であらうと思
ひます。

次に、特定公共事業の認定申請書の
縦覧というところで、市町村長
が行なわれない場合に知事がこれを代行
するといふような規定があるようであ
ります。これはそのあたりの方にも、
裁決申請書の縦覧につきまして、市
町村長がこれを行なわれない場合に知事
の代行というふうな規定がございま
すが、これまた注意すべき点たるを失わ
ないと思ひます。で、御承知の
通りに戦後の地方自治法では執行命令
訴訟というふうな手続で、裁判所の助
けをかりないと、何といひますか、知
事が、市町村長のこういふ国家事務の
点につきまして、結局強制ができな
い。こういうことになっております
が、この知事の代執行という規定は、
これは戦前の制度にはあつたようであ
ります。かねがねこういふ地方自治法
を尊重する必要から設けられた。こ
ういふ職務執行命令訴訟による、そ
ういふ自治団体の機関に対する国家による
監督、こういう制度はこれは不便であ

る。で、こういうような代執行、代行というような制度を考えるべきだと思ふ。これがこの法律に、特別措置法に初めてこういう点が出て参つたのではないかと思ふ。非常にこれは注意すべき点でありまして、やがてこれが突破口になつて、こういう制度が一般化される、その最初の例を設けてゐるのではないか、というふうに考えられます点、これも問題点であります。

それから、特定公共事業の認定という、この言葉でございます。特定というのは特に定められたと書いてありますが、特定というのは普通の一般の用法では、個別的に特定したというよりな意味で使つておられますので、しかしこの場合の意味はおそらくそうじゃないので、普通の用法とは違つて特別の公共事業とか、あるいは緊急、緊要、重要な公共事業というよりな意味でありましょう。この特定公共事業というのは、これはどうも一般の用法からいいますと、これは少し飛び離れておかしいような気がしますが、これは文字の使い方の問題であります。わざわざ誤解されるような字を使う必要もないわけでありまして、こういう点も問題点であらうと思ふ。

なお、ついでに文字の問題から見えてきますと、あとで対償という字が出て参ります。初めこれ読んだときに誤植ではないかと思つたのでありますが、そのあと何べんも出て参りますので、これは誤植でないということがわかりました。反対の対という字と、そうして償うという字を書きましても、対償、まあ対価の補償ということな

んでしようが、これも字引を引いてもおそろくないでしようし、引いたわけではありませんが、おそろくこういふ字はまだないでしようし、こういう略語に類する新語は、これは初めて法律では使われたんじゃないかというふうな気がします。これは言葉の問題であります。

次にそういう特定公共事業の認定につきましても、公共用地審議会の議を経るといふような規定になつておりますが、特別措置法の趣旨は、なるべく手続を迅速化する、スピードアップするという点にあるのであります。そういう点からみれば、この場合には期限を切つてあるようでありまして、公共用地の審議会の議を経るといふ場合に、これは期限を切る必要はない、おそらくそれは必要がないからであります。中央の方のそういう審議会なり、あるいはそういう大臣の認定というふうなものについては、これはそういう必要はないといふことであります。さういふ点もまた一つの問題かも知れません。

それから土地細目の公告、土地調査及び物件調査の作成というところ、そこらに参りまして、妨害された場合には特例があるといふことであります。普通の方法以外の方法で調査をして、これを調べた限りで作成するといふようなことのであります。他の方法といふのはどういふものか、これも問題になりましょう。ことにこういう土地の明細、物件の明細というふうなもの、これを特定してないのにその後の手続が進められるものか、さういふ点も問題となるかも知れない。それはどの程度のこういう調査の

作成を行なわせるか。さういふ点の問題があると思ふ。これは差しつかえない……。

それから一番大事な緊急判決というふうな制度に移ります。これが特別措置法の一歩みとも言ふべき中心の制度でありまして、いろいろな新しい制度が出て参つておまして、仮補償金を支払う、概算払いをする。それから補償金の支払、清算金につきます。これは過怠金を定めておる。強制執行を認めておる。さういふこと、で、今の土地収用法では事前にさういふ補償金を支払つてからでなければ収用判決が効力を生じないといふこと、これをさういふことで補償金の支払いを強制しておるわけで、それにかゝる制度をさういふふうにしてやる。まことに注意すべき制度であります。

この緊急判決につきましても、仮住居の要求を認めるというふうな規定がございます。さういふ点、どの程度具体的な判決をするのか。ここではこの法律の特別措置法の第二十三条の規定を読んでみます。これも実際にあるものを目ざしてさういふふうな判決をするのか、それともさうでないのか。その判決が実行されない場合にはどうなるのか、さういふ点、どうも私の読み方が疎漏であつたせいか、はつきりわかりません。

それから緊急判決に関しましては、収用委員会に事前調査の義務を課するといふことであります。これは従来の収用委員会の制度では大体弁論主義みたいなもので、両方が出す資料、それに乗つて審査ができたようない感じを持っておりますが、今度の事前

調査なんかをやる必要があるか、さういふことになりまして、これはいわば収用委員会が職権調査をするといふようなことになつて参りまして、これはやはり新しい制度であると思ふ。その他緊急判決なり、補償判決、さういふ点でいろいろな規定がありまして、これは収用委員会の仕事の負担が相当重くなるのじゃないかといふふうに考へられます。これははたして現行の収用委員会がさういふことを滞りなくやるものか、またどの程度の生きた裁決ができるものか、担当義務を課する、収用委員会で行なうわけであり

それからそのあとの方の手続に移りまして、補償判決の点で過怠金を定める、強制執行を認めるというふうな強制方法を清算金の履行について認めて、おきます。これは土地収用の手続は大体民事訴訟の手続によらず、裁判所の助けをかりずに行政手続によつておるといふ点の一つの特徴になつておりますが、ここに至りましては、例の知事の代行の規定なんかの場合には、皆裁判所の助けを要らないで知事が代執行をする、さういふ行政手続一本の体制に切りかえておきますが、こつちの方に参りますと行政手続によらずに民事訴訟の手続、裁判所の助けをかり、さういふ方法になつておきます。さういふ点もまた問題になる点であらうと思ふ。

それから最後に、任意協議による現物給付という制度が第四十六条、四十七条と並びましてあります。もう二、三分であります。現物給付の要求があつた場合に、その要求に応ずるようにな事業施行者に努力義務を課する。そ

れから生活再建対策ということにつきまして、その生活再建計画を作成しまして、実施努力義務を負ふものとするといふような規定になつております。これまたそのあまり類を見ない新しい制度であるように拝見したのであります。さういふ努力義務を怠つたらどうなるのか、制裁がないのか、だれがさういふ努力義務を十分尽くしたかどうか判定するのか、さういふ点でもこれは非常に法律上めづらしい規定であると思ふ。

要するにこの特別措置法の結論として申し上げますと、これはさういふ特定公共事業——名前はあまりよくないといふことを先ほど申し上げましたが、さういふものに関しましては特別措置を認めて手続を迅速化していく。これを急速に進めることができるようにしてある。そのかわりに収用される者の側の保護についても遺憾なきを期する。さういふことで、両方バランスを保たしめる。さういふ趣旨であるように拝見したのであります。さういふいわゆるあふないバランス、これがはたしてさういふふうには保たれておるものか。ことに収用される方の者の側の保護に關するいろいろの規定、これを一つ逐一詳細に御審議願ひましたならば、この法案がさらによいものとなつて、これはおそろく決定されるということにならうと思ふ。さういふ意味で御参考になる点を二、三申し上げたわけであり

○委員長(稲浦鹿藏君) 続いて相磯まつ江さんにお願いいたします。
○参考人(相磯まつ江君) 私はこの法案についてまずあなたは賛成か不賛成かといふことを問われるならば、乏し

い経験でありますけれども、自分が直接収用委員会に事件としてタッチしたという経験に基づいて、これは大へんな法律である、このようなことを現実の収用委員会に当てはめて考えたら、とんでもないことになるのじゃないか、ということをもっと申し上げて反対の意向と、これから理由を申し上げたいと思います。

この法案は拝見いたしますと、もっぱら公共用地の取得難というようなことを緩和して、そうして事業の円滑な施行をはかることを第一義的な目的としております。そうしてこれに伴って私権の保護、すなわち損失の適正な補償の確保をはかることを一応考へてはおるようでありまして、それは第二義的なものにも規定上なっております。土地収用法における二つの相対立した理念、すなわち公共の福祉とそれから私権の保護、これは双方矛盾なく合理的に組み合わせなければならぬといふことがわからず、この法案を拝見いたしますと、公共の福祉というものをまず前面に押し出して、そうして私権の保護はぐつと後退させられておるという感を深くするのであります。いうまでもなく、土地収用法は公共の福祉、そういう名目のために私権が著しい制限を受けるわけでありまして、基本的な人権として「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない、永久の権利として信託された」これは憲法の九十七条に書かれてある文句であります。その基本的人権として居住の自由、移転の自由、職業選択の自由といふものが憲法二十二条に明定されておるわけでありまして、そうして財産権の補償も憲法二十九条

に規定されておりますが、これらのことは基本的な人権が土地収用法によってはなはだしく侵害されるということとは事実であります。従つて基本的人権の制限といふことは非常に慎重に、いやしくも私権の犠牲において公共事業が行なわれるということがないように十分考慮を払うべきであるといふことは、これは憲法上の当然の要請であるといふべきで、この点について特別措置法の法案はいささか考慮が欠けておるのじゃないかと思ふのであります。

いうまでもなく、土地収用法あるいは本法案においては実際に収用する、強制力を発揮して裁決をなすという機関は、各都道府県収用委員会でありまして、その収用委員会が被収用者に対して有する強制力は、これはまさに命を預けたと言つてもいいくらい生殺奪の権利といふべき強大なものであると見ます。私は実際に収用される側の代理人としてこの収用委員会に立ちますと、まさに命までも取られるのじゃないか、金財産を持つていかれてさらしに命までも取られるのじゃないか、という恐怖の観念にとらわれまゝ、それは収用される者のひとしく感じるところであります。裁判所ではやはり非常に強大な権力を裁判官に与えておられますけれども、裁判官は司法機関においてはその公正な判断をするために、憲法上司法権の独立、裁判官の良心に従つてのみこれを行なうといふ、そういう憲法上、訴訟手続上のりっぱな保障がありまして、十分公正な裁判が行なわれぬようにして、そうしてそういう保障のもとにその強制力が与えられておるのでありますけれども、一方翻つて収用委員会に目を転じて見れば、収用委員会は裁判官と同じように強大な権限を与えられておりますけれども、その反面に公正な判断を担保するための制度上の保障及び手続上の規定がほとんどありません。これは土地収用法を見ていただければはっきりおわかりになることとて思ふのであります。

現行の土地収用法によりまして収用委員といふのは、都道府県議会の同意を得て都道府県知事が任命することになつておりますが、この任命制度そのものが非常に疑問であると思ふのであります。このようにして任命された収用委員会の委員は、一般的機構からしてそれは必然的な趨勢であると言つてもやむを得ないのじゃないかと思ふべきで、私権の保護よりは、起業者の事業の執行にはなほ熱心な者が多いのでありまして、収用委員会の独立は、この法文上、収用委員会は独立しているといふお飾りの規定があらまゝだけれども、その実態はほとんど独立してないと言つても過言ではないのであります。

私が、この皮膚を通して地方へ出張して感じ取つて来た事実を申し上げます。そういう起業者となることが多い都道府県知事、必ず電源開発でも、つけかえ道路とかいふことになること、起業者が知事になるのでありますけれども、そういう知事が、収用委員会の収用委員各人を任命する、それが被収用者に対して裁決をするといふ、そういう奇妙な出発点に、まずここで問題があるのじゃないかといふことを指摘したいのであります。私が今やつておりますのは、福島県の収用委員会、電源開発株式会社と奥只見に滝ダムといふのを——奥只見にたぐさんダムがあ

りますけれども、その滝ダムというのを構築しておるのであります、そのために水没する者が二十八名ばかり、これが福島県の収用委員会にかけられて現在おるわけでございますけれども、収用委員会はその審理において実に非常に一方的な審理をしておる。そのために、被収用者が絶望的となつておりました、七十、八十をこえた老人が、私は湖底に沈む、そんなにこの土地を持つていくというのだったら、一緒にうみへ沈むから殺して下さいといふことを、収用委員会の前ではつきり言つております。そして、全部をんなにして私たちの権利を認めてもらえないで、電発に土地を取られるのだったらそのようにしてほしい、けつこうだといふくらい、実に前途が暗たんとしておりますけれども、そういうふうになつた原因といふのは、これはほんの時間をいただいで、実例だけを申し上げてみたいと思ふのでありますけれども、大体福島県の滝ダムにおきましては、県知事佐藤善一郎という者が中に入りまして、知事のあつせん案といふものを出しまして、入割方はそれで解決したわけでありまして、それで、あと残つたのが少しおつたわけでありまして、それが裁決申請をされるにつれて、ほとんど協議も受けなかつた、協議も受けなくて、そして県知事がかりに——これは実例で、かりにじやなくて実例を申し上げますと、その中の一人に矢澤ミサヲという者があつたけれども、電発側では、あんなのすべて土地、物件、家屋二百二十万九百七十八円で私の方に売つて下さいといふことを書面で申し入れてきたといふ事実、それがすなわち知事の

あつせん案による平等な価格でありますけれども、それを裁決申請に持つていった場合に、幾らで買ひ取るという収用委員会で裁決したのであります。うか。実に三分の一にも満たない六十六万三千五百三十円、それだけでも、これで十分な、土地収用法に規定された正当な補償であるから、これです。そのほかの者についても事は全く同じであります。

こういふけしからぬ、天下の電発ともあろうものが他の入割の者に対して、知事が中に入つて解決した、補償した、しかも任意に交渉をする際には、それだけの金額でけつこうだからと言つてきたにもかかわらず、いさ土地収用委員会に今度裁決申請をする段になると、三分の一にも満たない額を申請してきた。それは電発には電発の言ひ分があるであらう。しかし、問題はそれを受けて立つた収用委員会の態度であります。これが私は一番問題であると思ふ。

そこで、電発がいかに横暴であつても、収用委員会がきざんとしてこれに對して正当な補償といふものを出して下さればよろしいのでありますけれども、それが悲しいかな、福島県の収用委員会は、会長が、昭和三十五年、昨年のすね、十一月二十四日に、電発から裁決申請書が出されたのでありますけれども、会長は、雪が降らない前といふのでしやう、間髪を入れず、その次の日かその次の日に、直ちに福島県庁の職員をして現場調査におもむかせたのであります。これは、建設省

第三十二部 建設委員会會議録第三十三号 昭和三十六年五月三十一日【参議院】

の訓令が、現に三十三年二月二日に出
ておりますけれども、現場調査をする
については当事者に通知をするのが望
ましい、そういうふうにしてくれとい
うような指導をしているにもかかわら
ず、一切そういうようなことをやらな
い。そして、いきなり取用される土
地に十三人の者をおもむかせて、そ
うして勝手に調査をして、そしてそれ
を調査額といふことでもって調査を
作らして、それを裁決の資料として
しているわけでありまして、そのこと
について私が非常にその違法を責めま
す、私は建設省令などというものは
ない、建設省の拘束を受けるもの
ではないから、建設省にそういう通達
があったとしても、私は私で独自の
見解でやるのだからというように
申しております、非常に悪い意味で
独立を用いておるといふのが現実
であります。

そして、その結論をちょっと申し
上げますが、その鑑定人が——その
県庁の職員で、それが調査額と称し
て作成してきた金額、それを念のため
一言だけここで言わせて下さい。そ
れは、矢澤伊織という者の家屋がある
のですが、電費では百五十七万七千六
百二十五円と見積もって裁決申請した
のでありますけれども、県庁の職員が
調べた金額は驚くべき、これは誤が
なしには話せませんが、六十万九千四
百九十円でありまして、これが県庁職員
が調べた金額であります。また土蔵に
ついて見れば、これは約四十六万九千
円に対して二十一万という非常に低い
金額を取用委員会が算出している。こ
の不当さはだれが見ても明瞭でありま
す。この福島県の取用委員会は、起業

者のための土地強制取上げの下請機
関だといふようなことを言われており
ますけれども、そんなことを言われて
もやむを得ないほど、この福島県の取
用委員会は起業者の便宜のみを考え
て、そして被取用者に対してはちょ
うど罪を犯した刑事被告人のような態
度で、そしてこれを何でお前は調印
しないといふような調子でしかりつけ
て高飛車に押つけて、そしてこれを
審理をしている、そして、そして、そ
れが起業者の現実であるといふこと
であります。世にごね得などという
言葉があつて、ほんの一部の者が補償を余分
に取つたことがジャーナリズムで盛ん
に宣伝されておりますけれども、奥只
見のこのひびく取用の実態はこれと
全くうらはらであります。そして、
私の経験したこの取用の姿がほとん
どの取用の姿と見て差しつかえないと思
うのであります。ジャーナリズムはほ
んの二、三の者の、いわゆるごね得の
記事をおもしろ半分には宣伝してあり
ますけれども、被取用者の九十九までは
この起業者のデマと宣伝とおどかしと
分裂工作、そして、そして、そして、
千々にさいなまれてめちやくちやに
されて、そして、そして、そして、
して秘密を守りながら、実に情けない
姿で支離滅裂になつて、そして、そして、
再建にはほど遠い補償金をもらつて、
うちをあげて土地を離れて、そして、
たちまちにしてその金を使い果たして
転落していく、それが偽らない実態で
あります。

そして、私はここで、取用委員会
が一番強い権利を持つていふのである
から、取用委員会をせひもつと独立の
裁判所にも比すべき、もつと独立した、
起業者の方に何でもべたつかないで、
もつと公正な立場に立つて、そして、
両方の言いつ分を聞いて、そして、
裁判官の言いつ分がどつたといふふう
に、裁判官のような態度でしかりした
裁決をしてくれる、そして、そして、
裁決をすることがまず前提条件である。
もし現在のようないふ取用委員会
に、この法案によりまして緊急裁決と
いふ、まさにその当事者の言いつ分を聞
かないで、これは問答無用の、私はそ
ういふ言葉を使いたいわけでありま
すけれども、問答無用の切り捨てごめん
式の裁決になるわけでございます、何
にも言いつ分聞かなくてもいいことにな
りますから。そして、そして、そして、
と、非常に私権の保護といふことにつ
いてまことにおそろしい結果になる
と。現在の取用委員会に、そして、
を与えたならばこれはとんでもない。
そして、そして、そして、
うな、うみへ一緒に沈むと、そして、
みんなをのろつて、私をどういふふう
にして殺すなら殺してくれといふふう
に、そして、そして、そして、
な事態が、必ず近い将来に出現するの
じゃないか。やっぱ、一寸の虫にも
五分の魂と申しまして、農民には農民
の魂があるわけでありまして、そして、
一緒に殺すのならここで一緒に死に
たいからといふのがほんとうの気持で
ありますから、ぜひ無理のないところ
で、そして、そして、そして、
保するといふ方向で、法律を改正し
て、しかるのうちにこの促進のためにそ
ういふいろいろな措置をとるのめけつ
こうかと思ひます。その前提条件をま
ずやつていただきたい。

も、時間あと一分か二分いたしてよ
ろしいでしゅうか——
それで実は具体的に私、実務家とし
て考えまして、取用委員会に忌避の制
度をぜひ認めてもらいたい。裁判官に
は忌避の制度、お前は不公平な裁判を
するおそれがあるから忌避するといふ
ことになれば、それから除かれるわけ
でありますけれども、取用委員会には
そういう制度がありませんから忌避の
制度といふものを認めてもらいたい。
今、土地収用法の五十五条にそれに似
たような制度がありますけれども、こ
れは当事者の申し立て権がないので、
そして、そして、そして、
いといふことが第一点。
それからもう一つ、今の収用法には
当事者の意見を述べる権利があります
けれども、証人調べることにしてい
ては何も規定がない。それで一方的に
これは相当無理な証人調べることも起
業者の方からして、こちらが幾ら申請を
してもそれを全部却下してしまふ、福
島の場合にはそういうことが非常に多
いのでございまして、そして、そして、
事者に証人調べについて権利を与える
という規定がないわけでありまして、
それをせひ与えてもらいたいといふこ
と。

そして、そして、そして、
ほとんど起業者になることが多いの
で、知事が取用委員会を任命するとい
ふその制度を、もう少し民主的にみん
な意見を反映するようないふ取用委員
を選出するといふ制度に変えていただ
きたい、といふことをお願いし、それ
から先ほどの意見にもありますが、私
は、この法案で四十六条の現物給付の規
定と、それから四十七条の生活再建等
のための措置、というこの二つの規定
は非常に特異な規定でありますけれど
も、非常にいい規定であると思ひま
す。これをぜひ一般土地収用法に、一
般といひますか、今の収用法にこうい
う規定を入れていただきたい。そして、
特にダムなどで水没するものにはこ
ういふ規定がもう絶対必要でありま
して、金を一時に持った者はすぐにな
くしてしまひます、金の使い方も知ら
ないので、そして、そして、
果てるといふ実例を私は幾つも知つて
おります。そして、そして、
まことに涙が出るのでありまして、政
府はどうしてこういふことになつて
しまふような哀れな百姓に金だけを
与えて、そして、そして、
か。金を幾らかもらつても使ひ方を
知らないのですから、そして、
実際に彼らが生きていけるだけの方策を
講じるような方法と、そして、
条と四十七条は、これは何か道徳的規
定のようなものでありますけれども、
もう少しこれだけを法律の義務とし
く、こういふふうにしなればならな
いといふふうな「事情の許す限り」と
か「努めなければ」とかいうふうな
いまいな規定でなくて、もう少しし
かりした規定にしていただいて、そ
うしてぜひ哀れな取用される百姓につ
いて一番おもしろい私は申し上げたいわけ
でありますけれども、そして、そして、
をはかつていただきたといふことを
お願いしたいわけでありまして。
○委員長(福浦康蔵君) 続いて梅原昭
君にお願いいたします。
○参考人(梅原昭君) この特別措置法
の問題が、公共用地の取得といふこと
から出発をしているわけでありま

から、実際に公共用地を取得するにあたって、何が一番問題になっているかというその問題について、具体的な実例に即しながら私の意見を申し上げてみたいと思います。

第一番目の問題として事業計画の問題であります。今度の特別措置法におきまして、その基本を流れる考え方になっておりますのは、補償の方法が正当に行なわれるならば、損失を与えないことはあり得ないのだ、ということが前提になっているのであります。つまり金銭補償だけでは問題があるかもしくはぬけれども、その他の方法も加えて補償の方法が適切に行なわれるならば、取用される者に対して損失を与えないということはあり得ないのだという考え方を前提にして、いろいろの方策を考えているのでありますけれども、幾つかの具体的な例を見て参りますと、補償の方法を幾ら考えてみたところでどうにもならない。それによつてはいわゆる正当な補償と申しますか、取用される以前と取用された後も同じ、あるいはそれ以上の生活水準を保つという法の精神が守られない、そういうふうな場合もあり得るのだというところを申し上げてみたいと思ひます。

一つの例をいたしまして、大阪の北部の丘陵地帯を開発いたしましたして、現在ニュー・タウン計画ということで、一大住宅都市を作り上げるといふ計画を大阪府が立てております。これは約三百数十万坪の膨大な山林や農地を大阪府が買収をいたしまして、そこに数万户の住宅を建てようという計画を立てているわけですが、その三百数十万坪の土地の中で、山林である

とか原野であるとか、あるいは農地の中でも収穫の悪い農地であるとか、そういうものを合わせまして約八割程度の土地は買収がついたわけでありまして、ところが残りの二割、つまり優秀な生産性の高い果樹地帯でありますけれども、そういうところの農民は、これを手離したらわしらの生活は上がりだ、ということでも反対をしております。補償金を上げてくれとか、あるいは就職をあっせんしてくれとかいうことではなしに、反対だという運動を今やっております。

それで、なぜそれでは補償金を要求したり、あるいは就職なりあるいはかえ地なりというものを要求しないのかというところであります。大阪のあたりでは比較的労働市場もあるわけでありまして、就職その他仕事の転換がほかのところに比べてますとやりやすいわけでありまして、それでも実際問題として、自分の持っている農地の全部あるいはほとんど全部を奪われた場合に、ほかの職業には実際問題としては転換できない。この補償の問題については後ほどまた申し上げるつもりであります。土地の一部を取られる、買収されるということでは何と金をもらう、あるいはほかの方法で措置が講ぜられるわけでありまして、土地の全部あるいはほとんど全部が取られるというふうなことになるものと、大阪のようなどころでさえもそれは簡単に転換はできるものではないというところを、現実を知っているからであります。知っているといることは、今まで土地を売った人たちの模様を見ておりまして、その人たちのもらった金額が二、三年の間にほとんど全部なくなつ

ておる。あるいは就職をあっせんしてもらつたところも、あっせんしてもらった先が臨時工であつたというふうな例ばかりを見ているために、今申し上げたような反対だという方向に変わつてきておるわけでありまして、でありますから、山の中に行きますとその事情はさらに一そう激しくなるわけでありまして、私の知っている例を申し上げますと、滋賀県の山の中で、これは農林省が国営事業としてやつていて愛知川ダムという灌漑用のダムがございます。この場合には三つの部落の百数十戸の農民が十年來、昭和二十

五、六年ごろから反対運動をやつております。で、この場合に反対をしております理由は、人家が水没される、それでわしらは祖先伝来、山の中で暮らした山の本を相手にし、またたんぼを相手にして暮らしてきてきた。これを幾ら金をもらつたところで町の中に出ていって生活ができるはずがない。現にその三つの部落の中にも若干土地を売った者がいるわけでありまして、その土地を売った者は戦争中とか、あるいは最近、山林労働者としてその中に住み込んできた者であるとか、あるいは最近、山林労働者としてその中に住み込んできた者であるとか、いわゆるそういう何と申しますか、しりの軽い人たちが土地を売つただけでありまして、そのほかの、祖先伝来土地を持つておる者というものは、一致結束をして反対運動をやつておるという状況であります。そこでそのいわゆるしりの軽い人たちが土地を売つた、あるいは家を売つた金をもらつて、その結果はどうなつておるかといひますと、やはり二、三年たたないうちに町に出まして、金に窮したため

しょうか、どろぼうをやつて刑務所入りをしていられる者がすでに二、三出ておるわけでありまして、こういう土地を手放した結果が刑務所入りだということ、やはりその山の中の人たちはその耳で聞いて知つておるわけでありまして、やはり土地を手放したら幾ら金をもらつたところでどうにもならぬぞという気持ちをますます深めていられるわけでありまして、そこで農林省の方としまして、開拓地を造成するからそこへ村ごと移つて住まないかといふふうな案を出しておりますけれども、開拓地といひまして、戦争中あるいは戦争直後の開拓事情が如実に示しておりますように、開拓民がどんなに苦勞するものかといふことをやはり知つておりますので、この問題も進んでい

ないわけでありまして、こういふふうに見て参りますと、千里山のニュー・タウンの場合におきましても、あるいは滋賀県の愛知川ダムの場合におきましても、農地なり、主として農地が中心になるわけですが、そういうものの全部、あるいはほとんど全部が取られる、あるいはほとんど全部が家まで引越さなくちゃならぬ、それを機会として職業の転換をはからなければならぬという場合には、金をもらふ、何をもらふといふことで、今までと同じような生活水準を保つことが、実際問題として、特に今の社会情勢下におきましては非常にむずかしいのだ、そういう場合があり得るのだといふことを申し上げたいわけでありまして、

それではそういう場合にどうすればいいのかといひますと、先ほど申し上げました千里山のニュー・タウンの場合には、さつきも言いましたように、約八割近くまでが土地が買収済みなんでありまして、住宅を作るわけですから、無理に反対を押切つてまで全部買収しなくても、その八割程度のところで仕事ができぬわけではないのでありますけれども、お役所というところは面子にとらわれるせいでありまして、どうしても全部を買収したいといふことで、そのために問題が起きておるわけでありまして、また愛知川ダムの場合であります。農民の方は単に絶対反対だと言つておるわけではなくて、場所をもう少し上流の方へ持つていってくれ、そうすると人家も水没しないで済む、ところがちろん工事費は若干高くつくとか、あるいは少々不便であるとかそういう問題は起るだらうけれども、しかしわしらのことを全く無視してやるといふならともかく、わしらの利益もあわせて考えてくれるというならば、多少は不便になつても、それによつて効果が全くないといふのではありませんから、若干経済効率は落ちても別なところで、できるならばそちらでやつてもらえないかといふことを主張しているわけでありまして、なかなか農林省との間の話がまとまらぬわけでありまして、

そこでこの問題について私の申し上げたいのは、場合によつては補償の方法を幾ら考えてみてもどうにもならぬ場合が、場合によつては、多少は経済的な効率が落ちましても、それによつて当初の目的がほぼ達成されるというふうな場合には、最初の事業計画を固執すべきではないのだ、それを固執

合には、さつきも言いましたように、約八割近くまでが土地が買収済みなんでありまして、住宅を作るわけですから、無理に反対を押切つてまで全部買収しなくても、その八割程度のところで仕事ができぬわけではないのでありますけれども、お役所というところは面子にとらわれるせいでありまして、どうしても全部を買収したいといふことで、そのために問題が起きておるわけでありまして、また愛知川ダムの場合であります。農民の方は単に絶対反対だと言つておるわけではなくて、場所をもう少し上流の方へ持つていってくれ、そうすると人家も水没しないで済む、ところがちろん工事費は若干高くつくとか、あるいは少々不便であるとかそういう問題は起るだらうけれども、しかしわしらのことを全く無視してやるといふならともかく、わしらの利益もあわせて考えてくれるというならば、多少は不便になつても、それによつて効果が全くないといふのではありませんから、若干経済効率は落ちても別なところで、できるならばそちらでやつてもらえないかといふことを主張しているわけでありまして、なかなか農林省との間の話がまとまらぬわけでありまして、

すると、土地収用法でいうところのいわゆる公共の利益と私有財産との間の調整をはかるのではなくて、かつてのような単純なる公益第一主義に陥つてしまふ、そういうことを申し上げたいわけでありませう。

第二の問題は補償の問題であります。この特別措置法でも、補償の方法を単に金銭補償だけでなくて、それ以外の補償をあわせて考える必要があるというのをだいたい強調しているようでありまして、それがこの特別措置法の一つの特徴であろうかと思ひます。その辺が実際問題としてどういふふうになつていくだろうかというのを考えてみたいと思ひます。今の収用法におきましては御承知のようにかえ地を与えるとか、あるいは耕地、宅地を造成するといふふうなことをすることができ、といふふうなことが規定をされておるわけでありませうが、実際問題としてはどういふふうにかえ地を与える、あるいは耕地、宅地を造成するといふふうなことはほとんど実行されておられません。なぜ実行されないかといひますと、事業が小さなときはまださうでもないのですが、大規模な事業になりますと、一人の者にかえ地を与えてほかの者にかえ地を与えぬといふわけにはいかぬのではないかと、いふふうな起業者側の考えもありまして、実際問題としては、今申し上げたような金銭以外の補償がされるというところはほとんどありません。それで大規模な事業がされる場合には、大抵起業者となる者の社会的な地位が高いのでありますから、たとえば就職の問題にしましてもその他の問題にしましても、努力をすればできないこ

とはないという場合が多いのであります。しかし、実際問題としては、金銭以外の補償といふのを極度にきらいまして、どういふふうな場合に補償が行なわれるかといひますと、長い間、しかも相当根強い反対運動が行なわれまして、どうにもこうにもかえ地をやらな

いことにはおさまりがつかぬ、あるいは就職をあつせんしてやらないことにはおさまりがつかぬ、そういうふうな場合に限つてだけ金銭以外の補償が行なわれるといふのが実際の姿であります。それで先ほど申し上げました千里山ニュー・タウンの場合におきまして、最初は金で補償をもらつた人がおります。しかし金で補償をもらつた人ではどうにもならぬといふことで、その次の時期になりますと、就職をあつせんしてくれといふことを地元の農民が申し出ております。就職をあつせんしてくれといふことを言われて、その結果大阪府は就職をあつせんを始めた。しかし就職をあつせんしてくれ、たその先がどんなところであつたかといひますと、三十を越して女房子供もかかえておるといふ若い者の行つた先が、何と一カ月の月収が残業を含めて一万二、三千円でありませう。女房子供をかかえて残業まで含めて一万二、三千円の収入しかないわけでありませう。それが例外ではなしにほとんど全部がそういうふうな就職しかさせてもらへなかつたわけでありませう。ニュー・タウンの問題に限らず大規模な工場誘致等があります場合に、最近では農民は単に金を上げろといふことは言ひませんが、自分の息子の就職をあつせんしてくれといふことを真剣に

申します。しかし、そうして就職をあつせんしてもらった先は、今申し上げましたような臨時工であるとかあるいは雑役夫であるとか、ほとんど全部がそういうものでありまして、収入も今申し上げたような程度のものしか出されておらないのであります。

こういうふうなことをだんだん見て参りますと、今の収用法で規定されておる替地の問題にしても実現されておらない。といふことになりませう。収用法の規定があつても、その精神が実行されないといふことになりませう。単に言葉の表現を変えただけで、今の現実がはたして解決されるのかといふ問題が出て参るわけでありませう。特に今のような社会情勢で、御承知のようにな農業基本法におきまして、農業の促進については非常に熱心でありますけれども、離農をする農民はたしてどこへ行くのかといふ問題については、適切な措置は何もとられていないといふのが、農業基本法についての一つの批判になつてゐるわけでありませう。そのような重大な社会情勢を背景にした離農問題といふのを、この特別措置法の何々することができ、あるいは何々努力しなければならぬといふような規定で、今申し上げたやうな問題がはたして解決つくのであらうかといふ点を、しみじみと感ぜざるを得ないわけでありませう。

もう一つ、補償の中の金銭補償の問題について、二意見を申し上げます。一つは、先ほどからちよつと話も出ておりますが、いわゆるごね得といふふうなことが言われるわけでありませうが、いろいろ具体的な事実を見て参りますと、補償金問題でどういふふう

な点が問題になるのかといひますと、たとえば、これは一々実例があるわけでありませうが、登記面積と実面積との間で開きが非常に多い。これは山の中の場合なんか非常に多いわけでありませうが、そういう場合に実面積で買収をしないで、登記面積で買収しようとするといふふうなところから問題が出て参ることがあります。それから小作地の場合にはその地方の習慣として、地主小作の間で土地が分けるという取り分比率といふのがほつきまつておりますのに、その習慣を守らないで地主の方だけに金を渡してしまふ。それが小作人との問題は地主の責任において解決しろ、こういうふうなやり方が非常に多いわけでありませう。そのために地主は土地を売つたけれども、小作人はその土地でがんばるといふような場合が出てくるわけでありませう。

て、そのために依然として前の安いきの土地価格を固執する。そのために土地を売るのがおくれた者は、なおさら売れなくなつてくるといふふうな問題で、この辺の問題は収用法でそのときの時価だと、裁決の時価だといふことがはつきりしておるわけでありませうが、収用法に持ち込まれる以前の問題で、以前の安い土地価格を起業者が固執するために紛争が起きるといふ、今申し上げたやうなそういうふうな場合が非常に多いのであります。よく農民がごねるためになかなか土地の取得ができないんだといふこともいわれておりますが、実際問題としては、私が申し上げたやうな起業者側の無理解と申しますか、そういうやうなことで、そのために用地買収が長引くといふことの例の方がはるかに多いわけでありませう。

いろいろ補償の問題なり、あるいは事業計画の問題について述べましたけれども、結論的に申し上げますと、公共用地の取得難といふことは、もちろんいろいろ原因はあるだらうけれども、結局のところ起業者側の第一義的な責任としては、起業者側において収用法の法律の明文は破らないけれども、少なくとも収用法の精神を破つたやうな取り扱いをするといふ、そういう場合が非常に多い。そのために公共用地取得難といふ問題が実際問題として発生してくるのであります。ところが、収用法の精神を守らねといふことが第一義的な問題でありまして、そういう問題を解決しないでおいて、補償問題を単に表現の、言葉のあやによつて、いかにも補償問題が今までで

りも前進するよりな形を見せ、そうして正身のところは取用の手続を簡略化するといふようなところに重点を置くよりな、そのような方法ではほんとうの解決方法にはならないといふことを申し上げたいわけがあります。

○委員長(稲浦鹿藏君) ありがとうございます。

参考人の方にちよつとお断り申し上げますが、本会議が始まりましたので、補正予算の日程だけ本会議に出席したいと思つておりますが、恐縮であります。しばらく休憩をいたしておきます。大体補正予算はほぼ十五分くらいかかると思ひます。一つよろしく願ひいたします。

午前十一時二十四分休憩

午前十一時三十九分開会
○委員長(稲浦鹿藏君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

参考人の方からの御意見が一応終りましたので、これから参考人の方に對して質疑に入ります。

質疑の方は、順次御発言を願ひます。

○田上松衛君 須貝先生にちよつとお聞きしたいと思つております。それは先生の御発言に對する問題ではなくして、あとの相磯さんの御発言に對しましてどうお感じになるかという点についてなんです。その場合、學者と実務家のその立場の相違があるもので、その見方、考え方というものが若干違ふといふことはもちろん当然でありますけれども、基本的な問題であることのために、あえてこの場合にお聞きしておいた方が適切だろう、こう考へ

ますので、まず実務家としての相磯弁護士のお話の中では、今回の特例法に對してはどう思ふんだといふことにならば、これはまづさうから反對だといふ答えを出したいんだといふのが当初の一貫したお話のようでした。その根拠はどこであるかといふことについて、公共の福祉を前面に押し出して、私権の尊重を著しく後退せしめておる。すなわち憲法の二十二条を引つてみても、常に私権といふものが先に立たなければならぬはずであるのに、これが著しく後退せしめられておるといふ点について、まず、憲法に必ずしも違反だとはおっしゃらなかつたけれども、大きくその点について不満であるといふ御趣旨だつたと私は拝聴したわけなんです。もし私の聞きようが間違ひがありましたならば、あとで相磯さんに御訂正願ひばそれでございますが、大体さういふ御意見だつたと思ひます。それで私の個人の私見を申し上げますならば、私はそのお考えはどうかとろうと実は考へるわけなんです。新しい憲法が求めておられますもの、これは私権の尊重、人権の尊重ももちろん大きな柱ではございまして、けれども、この場合におきます私権、財産権に限つて申し上げる場合に、いかに限りにおいてなさるべきであつて、この場合に考へる問題は、私は公共の福祉といふものが少なくとも優先だといふのは申し上げませんけれども、私権のあとにつくんだといふ考え方ではどうかと考へるという疑問を持つわけなんです。そこで相磯さんにお聞きいたしますと、意見の對立を來たすことを

心配いたしますから、法學者としての須貝先生にお考えをお聞きすることがどうだろうか、私どもこの考え方よりは、これは具体的にやつていくためには大きな参考になるかと、こう考へますのでお聞きするわけなんです。どうぞお答えをいただきたいと考へます。

○参考人(須貝一君) 公共の福祉と、それから財産権といふような兩者の關係に關する御質問であつたと拝聴いたしました。確かにこの土地収用法という制度では、憲法の規定で財産権を保障しておりますけれども、しかし公共の福祉のためにやむことを得ない場合には、それが正当なる補償を払いまして、これが犠牲に供せられることである、こういうことであらうと思ひます。土地収用という制度は、財産権にとつては一番大きな干渉でありまして、その点につきましても、もう特別措置法に限らず、土地収用法そのものがさういふような建前の上に立つていゝる。それで、それをなるべく財産権といふものに対して、たとえば土地は奪われるけれども、そのかわりに十分な補償を与えるといふことで、それにかわるものを与えて、前後を通じて損害がないといふやうなふりにしまして、その間の調整をしておるといふことであらうと思ひます。で、どちらが先、どちらがあとといふことではなしに、これは兩者を何とかして調和せしめてやつていくといふのが、こゝういふ土地収用の制度の苦心の存するところであらうと思ひます。お聞きいたします。

○田上松衛君 私が伺ひたいところは、公共の福祉と私権の保護、あるいは尊重といふ点か、これとの位置づけですね、それを先生はどう考へられるだろうか、そのことをお聞きすればいいのです。

○参考人(須貝一君) 公共の福祉とさういふ私権といふ問題につきましても、これは今の憲法では、基本的なさういふ財産権その他の人権といふものを、手厚く保障しておるといふことでありまして、しかも前の時代から、國家が始まつて以來ずっとこの國でやつて参りました土地収用という制度、これは公共の福祉といふものと、何か戰爭中の國策の必要のためには、個人の利益は踏みにじつてもかまわなかつた、さういふ理解をされるおそれがあります。この新憲法の場合の公共の福祉といふのは、結局多數人の幸福、やはり個人の幸福を積み重ねたもの、それと個人の個人、それとの關係、結局さういふ關係になるだらうと思ひます。で、その關係はやはりその一人の不便、犠牲を足しまして、これを加へまして、さうして多數人の幸福をはかる必要がある、さういふ場合に、限つて、その財産権の補償といふことが空文に歸しないやうに十分な補償を与へ、厚い保護を與えて、さうしましてこの財産権を奪ひ、別な形でこれを償ふ。なぜかと言へば、それは多數の人がそれによつて利益を受けるのであるから、従つて、この多數の人、納税者が納めておるところの税による國家の事業であれば、税金といふやうなものによりまして國家、公共團體がこれを補償する。あるいはほかの私企業者の場合であれば、この私企業者が本来普通の市場価格を払いまして取得せん

ならぬところでありまして、これだけは少なくとも支払ふ。さういふやうなことでありまして、そこで調整をとつて参る、こゝういふ制度であらうと思ふのでありまして、どちらが先、どちらがあと、どちらが一番、どちらが二番といふことでないといふ返答にならぬといふことであらうと思ひます。さういふ御質問であらうかと思ひます。が、さういふ答えはできないのじやないかと考へておる次第でございます。

○田中一君 須貝先生にさう伺ひます。あなたが昭和二十六年に當委員會に對しては、これは非常に賛成であるといふ御意見を率直に冒頭に述べたのでございまして。今回の場合には、さういふ字句の問題、その他については御意見がありましたけれども、これではいかといふ点については、結論的なものは何一つありませんけれども、どちらの範疇に入れようとなさつておられますか。と言ふことは、もう少し申し上げた方がいかもしれません。私の見解としては、こゝういふ疑問が起きないかと思ひます。冒頭に先生がおっしゃつたやうに、収用法と特別措置法との關係といふものは不明確だといふこと、それから、なぜこれを二つに分けたのかといふ点は一応御指摘になつたと思ひます。不明確といふことは、言ひ過ぎだつたかもしれせんけれども、本法、土地収用法でかかる改正がなされるべきではなかつたらうかといふ御疑問はなかつたかといふことです。従つて、その点はどちらをおとりになりますか。本法、土地収用法の改正に

よつてこれはなし得るのではないか、あるいは土地収用法によつてはなし得ないのだという御見解か、それをまず最初に伺つておきます。

○参考人(須貝一君) 昭和二十六年の土地収用法が審議されましたときに、ここで証言いたしました、その際にはこの以前の、その前の旧法と比べて新法が非常に民主的になつておる点が少なくないものでありますから、旧法と比較いたしましたのでよく述べておるといふ意味で賛成の冒頭陳述をいたしました。そういう点からいひまして、しかし、この特別措置法というものがやはりそれだけの必要があつて立案されたというふうに理解しております。それで、この土地収用法を改正することによつて、こういう特別措置法のようなところの内容を盛り込むことができなかったであろうか、そういう点は私も最初に疑問を持ちまして考へてみましたのですが、この土地収用法の緊急使用ですか、そのようになるところにこれが該当、これにかゝる制度としてこれが出て参つたといふようなことらしいのですが、まあ読んでみますと、なるほど土地収用法の緊急使用といふのは不便な点が多々ある。それでいつて緊急使用といふようなことでやつた方が、かえつてこの私権の保護もできるのじゃないか、こういうような点もあるようであり参るし、まあ特別措置法という形で出て参つた以上は、それは特別措置法といふ名前は、もうあまりほかの立法の場合でもあまり歓迎されておられませんし、いやな感じがつきまとうのでありますが、しかし、この土地収用法の改正をやろうということになりますと、

これは非常な大がかりな、全部、精神から考え直す、そして手続のこまかい点に及んでいく、こういうような改正になりまして、また先ほどから他の方の質問で問題になつておりましたように、損失補償のいろいろな基準をどういふふうに合理的に定めていくのか、そういうような点も解決されなければならぬ問題でありますし、またこのいろいろなそういう重要な改正が全面にわたつて行なわれなければならぬといふようなことになりまして、まあ時間の関係からおそらく特別措置法をどうしても緊急に必要とするというやうな事情があつたとすれば、こういう特別法を制定しまして、これが提案されたというの理由があることだと考えられます。ただどういふ特別措置法が出てきた以上は、その母法であるところの土地収用法との関係なり、それから土地収用法のいろいろな手続の制度等、これと比較されまして、そういうことに、この特別措置法でいろいろこの規定がございしますが、これが実際にどういふふうにかゝるものか、何か電氣器具をひやくさすやうで工合が、たとへば悪くございしますが、このからくり、しかけがどういふふうになつておるか、この御審議の際には、これをいろいろ動かして、ためしに当たつて、これを動かしてごらんになりまして、この不合理な点がないのか、そういう点をよく御審議なさつて、そうして、これが幾分でもさらによいものになるように私は希望しておる次第であります。

○田中一君 これは先生の学説なり考へ方が変わったものと思つておられます。そこでこの旧法から新法に移る場合の先生の御意見のうち、第一に非常によいと云つておられる点は、私権の保護といふことが明らかになつておるといふこと、これは非常に大きく先生は評価なさつていらっしゃるのです。それから第二の問題は、この地方分権的な行政法の面から、都道府県知事に権限があるといふことを先生は非常にこゝで強く強調されておられるのです。そこで第一の今の問題の私権の保護といふことが大きく浮かび上つてきておるといふ点が、今回のこの特別措置によつて私権の、先ほど相模参考人も言つておられるように私権が後退しているのではないかと印象はお受けになりますか。

○参考人(須貝一君) それは確かにこういう手続を迅速化するために、私権の後退という印象はどうしても否定することができないと思つたので、土地収用法の不便な手続で長い時間をかけて引つ張つて解決がなかなかされない、そういうのはやはりそれだけのいろいろないきさつがありまして、なかなかスムーズには運ばない。そういうことがあつたのであろうと思つたのですが、この特別措置法ではどういふ地元の集会的な反対とか、そういうものとまっ正面からぶつかることを避けて、それをぐるぐる横を回しまして、そうして、とにかくゴールに突進するといふやうな感じを受けまして、それでこの緊急使用で収用裁決だけは早く片づけてしまふ、それで補償裁決の方はあと回し、もちろん概算払いといふことでそこはうまく均衡をとる、こういうやうな制度になつておられますので、そういう点からしまして、これは確かに早くこの財産権を奪われるという点からすれば、これはまあ収用法と比べて大きく私権が後退しておるといふことは、これは否定できないといふふうに考へる次第であります。

○田中一君 第二の問題ですが、先生がやはり御指摘になつておつたのは、この知事が代行するといふ問題です。この新しい土地収用法の制定のときに、先生これを大きく評価しておつて、これでいいんだと、ここに初めて日本の民主的な地方分権としての趣旨が徹するといふやうな御趣旨の御陳述があつたのです。それと今回の知事の代行といふやうな問題を比較しまして、これまた民主的な憲法の精神、今日の新憲法の精神からみて後退しておるのではないかと印象をお受けになりますか。

○参考人(須貝一君) その点でございしますが、確かにそういうことでございまして、確かに思つたので、この土地収用法の場合でも、その他の地方自治法の場合でも、この地方自治といふことを完全に法律の建前の上では認めておる。実際にはほかの点からその通りにはいつていないといふこともありますが、その上では、少なくとも法律の規定の上では、この憲法の規定とマッチするやうに巧みにこの地方自治を生かして作られておつたと思つておられます。地方自治といふのは、結局中央の、この地元から離れた、もう地元民の感情といふやうなものは、じかに肌にお感ぜられない人々がいろいろな大事なこと、これをきめる、これがいけないといふのが地方自治の根本の考へ方ではないかと、そういう点からしまして、これは何といふか、地方自治法で認めておる職務執行命令訴訟といったやうな厄介な、裁判所にまで助けを借りて府県知事が市町村長を監督せなければならぬ、そういうやうな規定まで設けられておつておられるもの、そのためであらうと思つたのですが、今度はこの知事がそれをもう通り抜けまして、そういうめんどうなことはせずに代執行といふことでやつていきまして、これは確かに、地元のそういう何といふか、政治意識といふか、そういうものがそこであつさり肩透かしを食ふことになりまして、これはまあ特別措置法といふのは、あくまで中央に公共用地審議会といふのがございまして、これは東京でございまして、こういう人がこの地元のそういうやうなものは、じかにわかるはずはないのであります。そういうところで幾らその議を経まして、まあどういふことになりまして、やはりそういう認定が行なわれまして、そうしてどしどしこの緊急使用まで進んでいく、こういうことでございしますから、これはもう中央に重きをおいて執行するといふ制度になつて参つておるという点で、確かにその地方自治といふ点で、地元の意思といふものを尊重するといふ考へ方は後退しておると考へます。

○田中一君 第三に伺ひたいのは、先生は土地収用法の陳述のときに、こうおっしゃつておられます。手続が非常に民主化されておる、慎重になつておる。従つて、これは非常に新憲法のもとに妥当な手続方法である、こういう工合に先生はお認めになつていらつしゃいます。ところが、今回のこの特

別措置法は、手続の簡素化ということ
が主眼になっておるわけです。これも
もし今までの現行法の手続が非常に民
主化され、慎重になって、そして私権
を十分に、私権収奪というものを十分
納得の上に立とうという時間的な余地
があるけれども、今度の場合には緊急
収用というものの、非常に手続そのもの
が何らの訴願その他の現行の土地収用
法にあるがごときものでなくして、手
続の簡素化ということを目標にして、
以上、やはりこの点も現行土地収用
法から見ます場合には、私権という立
場から、国民の立場から見た場合に
は、これはやはり相当国民の権利とい
うものが後退しているようにお認めに
なりません。印象だけでけっこうで
す、そういう印象をお受けになりませ
んか。

○参考人(須貝一君) 手続をまあ簡
素化といいますが、むしろ手続をス
ピードアップしておると、時間的にこ
れは早く進捗するように仕組みがで
ておると、こういう点はなるほどこれ
は結局財産権を奪われる時期が早くな
りますので、それでそういう点から
しまして、さつき申し通りに、私権が
早く奪われると、こういうことになり
ますので、どうしてもこの特別措置
法はきつい措置であるという印象は、
これは正確なものであらうと思いま
す。ただ、それをバランスするために
いろいろな手厚い保護をここに規定し
てある。それでそれが額面通りに受け
取っていいものであるかどうか、また
それがなるべく法律通りに正確にこれ
が実施されるように、そういう点を
しっかり御審議願いましたならば、こ
の特別措置というものが一そう合理的

なものになるであらうと考える次第で
あります。

○田中一君 須貝先生並びに相磯さ
ん、それから梅原さんも、四十六条、
四十七条の現物給付、または生活再建
等のための措置等を非常に評価されて
おります。私は、これは精神規定にす
ぎないのです。これは現行法の八十二
条で十分に同じことが明文化されてい
るのです。これはどこまでもやはり精
神規定なんです。あえてここに現物給
付なり、生活再建等のための措置とい
う言葉を、文字を表わしたにすぎない
のであって、これらの条件というもの
は、現行法土地収用法八十二条で、
はつきりと、収用委員会がそれを認め
るならば、これを知事なり何なり事業
主体に対して十分にこうやれというこ
との、強制までいっておりませんけれ
ども、できるようにしております。
「前項の規定による申請があった場合
において、収用委員会は、その申請を
相当と認めるときは、国又は地方公共
団体に對し、替地として相当と認める
ものの譲渡を勧告することが出来る。」
とこういう工合になっております。
現物支給というものを、現物換地、現
物補償ということをお勧めすることが
できるようになっております。これは
何ら変わっておりません。四十六条、
四十七条は、現行法としてもあるとい
うことです。ただ、全体の法体系から
強いものをやわらげるためにここに抽
出して、ここに具体的にこれをまとめ
て示した、これは強制されるならばい
さ知らずやはり精神規定にすぎない。
こういう点については先生どういう工
合にお考えになりますか。

○参考人(須貝一君) この今御指摘
になりました点、これは八十一条でし
たか八十二条でしたか、八十二条のよ
うなこれはかえ地のことしか言うてい
ないと、それをまあ現物給付の種類を
さらに広げまして書いておる、それか
らこういういろいろな生活再建対策、こ
のようなことを書いておる、こういう
点で、やはり中央で法律を作られる場
合にいかほど規定をなさいますとも、
實際第一線の現地でこれが運用され
る、適用されるという場合にはその通
りにはなかなか参らぬものでありまし
て、もうよほど、かんで含めるように
これは書いておかなければ、實際には
行なわれにくいということがありま
す。私は京都のようななかなか住んで
おります関係上、いろいろなことにつ
いてそういう感じを深くするのでありま
す。そこでそういう意味におきまし
て、今度の特別措置法では非常にこう
いう点が詳しく書いてある、こういう
点、それからまたその範囲を広げた、
新しいアイデアを出してきた、指導理
念を打ち出したというふうな点
は、これは確かに進歩であると思われ
ますし、しかしただそれが法律とし
まして、こういうふうな義務を課して
おるといふ以上は、これは何らか義務
の履行を監視するような仕組みがあつ
てしかるべきだ、と私は考へるもので
ありますから、それで先ほど報告のと
きにあまりいふことを申し上げました。

○田中一君 そこで、この特別措置
法は、現行土地収用法と比較してよい
ところ悪いところある。従って十
分にその点を先生が御指摘になった点
をわれわれが指摘して、その実際の運
用というものを対してはあやまちなき
ようにすれば賛成なのですが、反対な
のですか、先生の態度は。

○参考人(須貝一君) これはやは
り、今の土地収用法ではどうしてもい
けないという必要があつて、おそらく
こういうような立案がなされておると
思いますので、こういうふうな特別措
置法の必要を根こそぎ否定するとい
うことはできないと私は考へます。た
だこれが民主的に運用されまして、そ
れが土地収用法が全部改正されまし
て、この特別措置法の十分なところ
規定というふうなものを、土地収用法
にも及ぼしまして、この特別措置法の
いい点は、これが土地収用法、前の法
律の全部にこれを均霑するといふよう
なことにならなければいかぬと考へる
次第であります。

○田中一君 土地収用法の前後に、む
ろんこれは事業を行なう場合の計画の
中に立ち入りその他のいろいろな問題が
あります。これは現行土地収用法その
まますべてを使つておるらしいです。しか
し、私はこういう議論を今まで言つ
てきたのですが、とにかくこの収用
委員会にかけるといふような前に、
あつせん委員会なんというものを途中
で法律を改正して加えたりなんかして、
話し合いの場をもつて話し合いで買取
交渉していき、という議論が生じや
すいわけなんです。今日まで全面的
に一つの事業を収用委員会の裁定に
待つて、ものをきめた例がないので
す。十年間この法律が施行されなが
ら、一ぺんでも一つの事業を全面的に
収用委員会にかけて採決を得たとい
う例がないのです。その事前にあるの
は何かと申しますと買取交渉なのです。
私はもう数年来、事ここに至つては、

日本の政府の政策というものが、こと
ごとく地価を上げるような政策をとつ
ている以上、これはどうしても一事業
を全面的に初めからかけて買取交渉を
しないで、事業の重要性あるいは緊要
性、公益性というものを徹底的に理解
してもらつて、理解し得ない場合には
初めから収用委員会の裁定に待つて事
業を行なう、それが五年かかろうが十
年かかろうが、少なくとも今まで五年
ぐらいかかるでしよう。相磯さんみた
いな優秀な弁護士がおつて知恵をつけ
れば、一字の遅いでもこれは訴訟にな
るんです。しかしどうしてそこま
で国民を追い込んだかといふのです。
ある学者に言わせれば、これは国民が
言うことを聞かぬからこれをかけるの
だ、これは伝家の宝刀であるといふよ
うな認識を持つておる方々もありま
す。話し合い、買取交渉によつて解決
されるなら別に問題はございません。
ことにマスコミ等が盛んにこね得とい
う言葉を使つておる。どこにこね得が
あるかといふことなんです。自分の
持つておる土地を売つてくれといふん
です。十、二十万円で売つてくれ、私は
百万円でなければいけません、当然で
す、単なるフェア行為です、それはこ
ね得でも何でもありません。当然自分
が持つておる財産に対する自分の評価
です。買つてやつか、やつという言葉は
いけなかつたら取り消しますが、事業
の主体は、私企業にいたしましては一
応の採算ベースといふものを持つてお
ります。特に公共団体の場合には予
算を持つておる、予算の壁を背負い
ながら折衝したつてこれはさういま
くいくものではない、限度があるので

すから。特に反面土地に對しましては、地価といふものは上げるような政策をとつておる。空な景氣をあるような政策をとつておる以上、当然これは適ふべき収益といふものを考へながら評価するわけだ。その場合に選ぶべき収益といふものを何年に押さえてか、長くとも五年くらいしか押さえておられません。その本人は父祖伝来の土地を持ってやつておれば、永久にそこでもって生産し収入があるにかかわらず、この補償にしたって最高五年程度です、買取交渉をしたってここに無理があるんじゃないか。しかしこの公益性といふものを考へた場合には、一つの事業でいいから全面的にこれをかけてやつてごらんないか。そうして買取交渉の場合をこね得と言ひ、とんでもない話です。そういう言葉を作つたのは、私は新聞記者が作つたのではないと思ふのです。權力を持つておる国なり地方公共団体の權力者なりがそういう言葉をばやらし、そういう印象を国民全部に考へたものだと思ふのです。まして公益事業といふものは特定の一人が不幸な目といふか、自分の財産権を収奪されて大ぜいのためにこれを用ゐるんですから、不確定な大ぜいといふものはこの言葉に迷わされまゝ。社会党の田中一のやつがここがだんばつておるから、どうもこの団地は、この区域は承知せんとするんです。僕が指導してそういう争ひをやつておる場合はですね、大ぜいの怨嗟的になるのはこの私なんです。またその地元の一人なんです。こういうことを考へます場合にやはり本人が買取交渉をしないで、一応全部を収用委員会、第三者の手による、はつきりと収用委員

会といふものはあるんです。この制度その他については今、相模さん、梅原さんが御指摘になつたように、この任命、構成等についてはいろいろな問題がありまふけれども、一応公正な第三者といふものがあるんです。この機関にかけてきめなさい、買取交渉をやりなさい。こういう方法をとるべきじゃないかといふことを申し上げておるんですが、一体その土地収用法といふものは、どうしても買取交渉に應じない者に対してこれを適用しようとするのか、するのが正しい運用なのか。あるいは道路にいたしまして計画の起點、着點、出発點と終點がなければ道路の活用がないんです。途中に一戸でも夾雑物があるならば、これは道路にはならぬのです。従つてその場合には全面的にそれを収用委員会に預けてその公正な判定に待つてした方がいいのか、法の運用、法の精神といふようなその二つのどちらにあるのか、一つこれは何ておきたい。

○参考人(須貝一君) 土地収用法の制度は、これはやはりこういうふうな強制買取といふんです。こういうことはどうしても權力を發動させるものでありまして、そういうことはやはり軽々しく使ふべきものではない、とにかく納得づくで話し合ひで契約で、たとえこね得とか何とかといふようなことがあつても、それは支障のないことであつても、当然のことです。経済的な力関係でできることなんです。これはもう穩便裏に、平穩裏にそういう交渉が進むといふことが一番理想なんです。土地収用法といふのはどうしてもしようがない場合にやはり發動するのだ。そういう考えが基礎になつてお

る、それが基本精神であると思われまふ。ただ特別措置法になつて参ります。これは非常に切れる、伝家の宝刀にしましても切れ味が非常によろしいのですから、これは便利であるからもうなるべくこれによつてやつていくといふようなことになるかもしれない。そうなりまふと、これはいよいよ法律、特別措置法を完全なものにしておかなければ、それはとんでもないいろいろな乱用欠陥をさらけ出す、こういうことになりまふので、これから一つそういう点の御審議をよろしくお願いしたいと思ひます。

○田中一君 もう一点だけ何ておきます。今膨大な資料を要求しております。この第二条に規定しておりますところの、特定公共事業といふものの種類がここに八種類ぐらゐりまふ。これらの事業主体といふものは、なぜこの特別措置法に織り込まなければならなかつたかといふものを何も持つていないのです。現在までどうして来たかといふと、私は特別措置法全部をいとは申し上げませんが、しなければならぬものも、事業もあるといふことは認めまふ。この取り方の問題は別でございませう。取らなければならぬ事業はあるのだといふことは、これは否定するものではないのです。取らなければならぬもの、だといふ事業といふものを否定しない限り、ではどうして、今までどうして困難がある、どうして重要度、緊要度、その公共事業のどうして欠陥があつたからこうするのだ、といふことの資料といふものを要求しているわけなんです。それをばつきり、われわれが国民とともにその内容を、よつて来たところ、こゝろ、こゝろ押し込まれたところの事態と

がなくなつてやらないといふようなお考へはございませうか。私はそれを主張しておるのです。

○参考人(須貝一君) その二つの点のお話でありまして、両方とも大賛成でありまして、一体、こういう立法をされるという場合には、それに詳しい事実調査が先行すべきものでありまして、どうして弊害があるから、どうして現行法には欠陥があるから、その実例はこういうことである、統計はこうであるから、そうしてこういう公共事業といふものの必要はこういう実態であるから、それでしかるがゆゑにこの法案を出すのだと、この法案はそれの結論でありまして、そういう事実調査が先行しなければならぬ、これは裁判の場合でいへばそういう事件の調査みたいなものであります。この法案は判決みたいなものであります。この法案は判決、そういう点が必ず行なわれなければならぬといふことは大賛成であります。

それから第二点の、そういう補償基準をどういふふうに法律化しなければならぬ、こういう点も確かにそれであります。一体、日本の立法といふのは法律では割合簡単にきめておきまして、そうして實際は役所の方でいろいろ訓令なり通達なりで基準をきめて、そういうようなことでやつて参りまして、そうしてそれが少しも怪しまれておらないといふことであります。が、これはまあいいわが国の場合もそういう場合には外国式に、やはりそういう長年のいろいろな行政上のやり方で、合理的であるといふことになつたものがあれば、これをどしどし法律に織り込んで規定をしていきまし

て、そうしてこの収用委員会などが採決をするという場合、それがこの地方の収用委員会の中には、今この弁護士の方、相磯さん御指摘になりましたように、必ずしもうまくいっていない場合もあるではありませんから、そういう場合には、法律の基準を詳しくきめておくということが望ましいという点も大賛成であります。

○田中一君 これは相磯さんと梅原さんにお伺いしますがね、今のお二人の陳述を伺っておりますが、この法律の行き方については相磯さんは反対だと言ふから梅原さんは反対だと言ふたようにはっきりした御発言はなかったように思うのですが、そこで、この法律の内容に全面的に反対なのか、こうしたような事業が緊急性ある、緊急収用しなければならないというような事業があるということはお認めになっていらっしゃるのですか。そうして、それに対する土地収用法の原則であるところの金銭補償というものが、四十六条というように形の現物補償的なものにならばいいとおっしゃるのですか、それは……被収用者が、これなら納得するであろうという見地から、それをやってくれということをおっしゃっているのか。その点一つお二方から伺いたいと思います。

○参考人(相磯まつ江君) 私も二条の何号か、八号まであるわけですからけれども、何か政令で、もっと詳しくきめるといふことになっておるようですけれども、その中の初めの方、一号、二号、三号、四号あたりまでは道路とか空港、駅前広場とかというものは、これはある程度やむを得ないのじゃないかという、これはこれこそ公共の福祉

という言葉の優先——優先といふすか、私権の方が十分された上で、これはやむを得ないのじゃないかという、そういう常識的なことは考えております。ただ、あとの五、六、七、八は今、田中先生がおっしゃったのですけれども、これは文字通り便乗じゃないか。特にこの電気事業、七号の発電とか送電変電施設等のものについては、これはもう非常な弊害を伴うもので、大體営利事業じゃないでしょうか。株式会社になつておいて、電発会社も国策会社といふことでございまして、けれども、株式会社であることは間違いないわけ

で、そういう営利事業に、こういう切れ味のいい緊急裁決というふうな、伝家の宝刀を抜かれるというところは、これは非常に反対であります。その一号から四号くらいまでに、それに十分、四十六条、四十七条の、こういう非常にこれはいい傾向の立法だと思つておられますので、こういうことを、ざるみたく、ただ精神規定ということをおっしゃつていますけれども、われわれが見ても非常に水が漏るわけでありまして、これはやらなくてもどういう制限もないし、まさき「事情の許す限り」とか「相当である」と認められるときは、あれは相当であると認めなかつたといへばそれきり済むような、そういうような規定の仕方自体非常に不可解であります。こういう規定はやはりきつち、法律に精神規定というものが多少の意味はあるでしょうけれども、法律でありますから法律らしく権利義務というものをしつかり規定して、義務という形に高めて、これを行なわなかつた場合にはどういふような制裁を課するといふようなことま

で、きつちきめて私権を保護してやるといふふうにすれば、緊急裁決といふふうな、問答無用でいきなりやるわけですけれども、そういうようなことは、ある程度、事情によつてございませうけれども、やむを得ない場合もあるといふことは認めざるを得ない。

○参考人(梅原昭君) 収用法の第一条にも、公共の利益と私有財産の調整をはかるのだ、ということが大前提として規定しておりますが、なかなかいろいろの問題が発生するといふことは、調整の仕方に問題があるのではないかと申すのです。そこで先ほど申し上げましたことを提案の形で要約をして参りますと、こういうふうなことが實際問題として必要なではないかといふふうに考えます。一つは当初の事業計画を立てた、しかしその計画を全面的に遂行しようとする場合には、正当な補償を与えることが、どうしても事実上できないといふことが発生した場合には、ほかの方法、ほかの計画に変更することによつて、正当な補償、つまり公共の利益と私有財産との調整をはかるということが起きた場合には、当初の計画よりも若干効率が悪くともそれによつてやめていくという場合には、事業計画を変更すべきだといふ点をきつち規定すべきである、といふふうに一つ考えます。

それともう一つの補償の問題については、金銭補償よりもむしろそれ以外の点を重視しなければならぬといふふうに考えるわけですが、今の規定のようになざる法ではなしに、もっと具体的に規定する必要があるのではないかと。たとえばかえ地の問題につきま

しては、土地の全部あるいはほとんど全部を取られるという場合には、それ相当のかえ地を出さなければならぬといふことを、起業者にたとえば義務づけるというふうなものが、一つの方法であらうかと思ひます。また就職にしましてもそう簡単にできるわけではありませぬから、合理的な労働条件を持つた就職をあっせんしなければならぬといふ。その合理的といふ場合に、さらに具体的にいいますと、今までの生治水準以上のものを、永久に——永久にといふのは、就職したあと簡単に一カ月か二カ月で首を切られる、臨時工だからすぐやめてくれといふふうなことで

はなしに、永続的に今までの以上の収入が与えられるような、そういう合理的な労働条件を持つた職場をあっせんしなければならぬといふふうに、明確に規定するといふことが一番必要なのではないかと思ひます。そうしてそのような点さえはつきりいたすならば、緊急裁決であるとか、あるいは市町村長がいうことをきかない場合にはどうするといふ、そういうふうな問題を規定しなくても、事実上ほとんど全部のものは解決がつく。その辺の問題がはつきりしていないために、今までの紛争が起きているわけでありませうから、そういう規定こそが一番大事なのではないかと。いふふうに考える次第であります。従つて、先ほど田中さん、この特別措置法の現物補償といふんですか、金銭以外の補償の面を、私は非常に評価したという印象を受けられたようですが、そういうふうな受け取られたかと思ひますが、ここで規定をしておりますのは、収用法で規定を

してありますことを、ただ言葉の言い回しを変えたというだけにしかすぎないわけでありませう。今までの収用法で規定されていることは十分できています。しかしどうもそこから先のことが十分にできないから、一つ新しい法律を作らうじゃないか、これなら話はわかるわけでありませう。實際問題としては、土地収用法で規定されている金銭以外の補償の問題というものが、ほとんど何といひますか、精神規定といひますか、それだけに終わつてしまつて、實際の上はほとんど適用されておらない。そのために紛争が起きている。そういう状態をそのままに残しておいて、収用法で規定されていることすら十分できていないのに、ただその範囲を広げるということだけで、果してはんとする解決になるだろうか。新しい法律を作る前に、せめて土地収用法で規定されていることであらば、その程度のことばまづもって完全に実施されるように、具体化することが先決問題ではないか。そういうことがされないと、このような強権をもつて被収用者に土地収用をする、といふことを最大のねらいにする、そういうような特別措置法に対しては、反対であるといふことを言わざるを得ないわけでは

○田中一君 そこで梅原さんね、愛知川ダムのことをお話しておっしゃいましたね。計画変更といふことは、なかなか私も實際、実地を見て困難に思ひますが、ダム・サイトの起点といふものは、それだけの条件がなくちゃ変更ができないといふことなんですよ。だから、これは技術的な面でもって、見ていてわかるのですがね。そういうダム・サイトをやるのにちやうどいいよ

うな岩盤があればいいけれども、ない場合には相当大規模な補償問題が起きるようなものも、あえてしななければならぬ場合があるということは、御承知願っていただいたいと思うのです。

おります特別法に対して反対だ、こういう前提のもとで、その理由としては公共福祉の問題が非常に前面に出過ぎるで、私権の保護というのが後退をし、たのだ、私権の問題については住居移

それからもう一つね、千里山の岡地の問題ね、私はもう宅地なんているものは、たとえ果樹園があつてよろしい、山林があつてよろしい、原野があつてよろしい、湖沼があつてよろしい。そういうものこそほんとうの住宅政策ですね。住宅環境というものの整備なんです。何もコンクリートで全部舗装をすればいいということではなくて、果樹園が残つていれば、果樹園の二割ぐらい置くのが一番正しい住宅政策です。その場合ただ他の土地の所有者が、あれだけどうして残されるのだらうと、この比較される場合に、どちらが有利かということになったり、あるいは今の政治、行政のあり方が悪いから、ひがんだり何かして問題が起きるから、全部一緒に買つてしまえということになるのであつて、私どもは一つばかりたんぼがあつたつてかまわな

転の問題、それから職業自由の問題、それからまた財産権の保護の問題も非常に後退したのだ、こういつた前提のもとに現在の事業者が非常に不当な補償を持つてくる。さらにまた公正なるべき収用委員会自体が非常にまたそれ以上に不当な対価を提示してくる。だからして、参考人のお話ではまず一つ収用委員会の構成と組織、任命権、こういう問題を一つ変えて、もう少し公正な収用委員会にしたらどうかというお話ですね。そのための実例をお話になつたわけですが、この実例の点につきましては、私といたしましてもしそういう問題について国の方で知っていることがございますので――熊本県でございしますが、同感の点がたくさんあるわけでございます。また収用委員会の点についても同感の点がたくさんございます。

いと思ひのです。また山がなくちゃいかぬと思ひのです。宅地なんかの問題は、だからそりう意味で、計画変更ということは、これはあり得ると思ひのです。これは一つ大いに千里山の問題は勉強になりました。そりうことならいろいろ考えようがある。きようは住宅局長来ておりませんけれども、住宅団地としては何もかにも平坦なものにするという考え方は間違いだと思ひのです。

いや、ありがとうございました。

○内村清次君 相職参考人に伺います。参考人の口述は、今回提出されて

それで、問題は参考人は現在の土地収用法、その中の収容委員会というものについて、知事が任命権者というのは、これは公共事業をやっている人が任命するということはおかしいじゃないか、たとえ議会の同意云々ということがあってもおかしいじゃないかというようなこと。それからまた収用委員会の人選の問題ですね。こういう問題にもう少し気をつけたらどうかというようなお話で、これを改正をする前提としなさいという御意見ですね。それから、もう一つは今回の法律案の中に、四十六条、四十七条の問題で

すが、これがまあ保護規定というものが相当あるのだから、この規定はいい、しかし精神規定である、もう少し義務規定をはっきりしなさい、こういう御意見ですね。そういうたことを総合的に考えてみますと、現在の取用法を改正をしていったならば、それでいいじゃないかというようなことにも聞き取れますが、その点はどうでございませうか、この点が一つ。

それからさらに特別法の中に現在の土地収用法では、事業認定から土地細目の公告の期間が三年間ですね。それから土地細目の公告から裁決の申請までが一年以内、こういった現在の土地収用法が今回特別措置法で特定公共事業の認定から土地細目の公告まで一年以内。それから土地細目の公告から裁決申請までが六カ月以内と、こういうふうに非常に短縮されてきておりますが、こういった手続の問題に対してどういうふうなお考えを持っておられるか。この二点を一つ口述していただきたいと思います。

○参考人(相磯 万三君) お答え申し上げます。ただいまの御質問で、第一点、現在行なわれております土地収用法を改正すれば十分ではないか、結論としてそのように考えております。須貝先生もそのような意見を述べられたわけでありますけれども、現在の土地収用法である程度まかなえるし、多少その手続的に緊急な事業は、どうしても道路とか空港のような国際的な問題もあり、そういう非常に公共事業というものについては、緊急収用というふうな規定があるわけであります。そういうようなものを改善することによつて十分で、わざわざこういう屋上

屋を架する特別措置法のようなものを作つて、そうして母法とそれから特別法との關係がまたいろいろ問題が起りますすし複雑になります。それから特に特定の事業だけをこういう形で推し進めるといふことについては、それだけの必要はないのではないか。現在の土地取用法を改善することによつて十分その目的を達成されるのではないかかという意見でございます。

それから第二点でございますが、手続の問題につきましては、三年が一年とか、それから一年が六カ月ですか——二年でしたか、そういう非常に近い期間で手続が済むような、そういうことを強制するような規定になっております。それに今度の特別措置法の問題でございますけれども、ある程度そういう必要がある超特別な公共事業というものの、先ほど申し上げたように私としても認めざるを得ないというものがあつたわけでございまして、そういうものについては、やはりこの土地収用法をそれに多少手を加えることに

よつて十分まかなくていけるのではないか。具体的にそれをどのくらいにしたらいいかということまでは考えておられませんけれども、一応それで十分まかなえるし、その方が法律体系としてもすつきりいたしますし、混乱も発生しないのではないかと、そのように考えております。

○米田正文君　私は須貝教授に一、二基本的な問題としてお伺いしたい。

今の土地収用法では、裁決をする前に前払い制が原則になっているわけです。それで今度はそれが緊急裁決をするために概算払いとか仮払いとか、そういう仮補償で裁決をもしよう、そこ

が非常に今度変わった点であつて、それを一部には憲法にいう公正な補償といひますか、そういう仮補償というふうな形で的確に満足せしめ得るのか、という点に一部の違憲論をなす者の一つの考え方があつてゐるのです。で、先生はこれを認めての意見ではない、という立場に立つてのさつきからお話をしたのでありますが、それについてのお考えをお聞きしたい。

○参考人(須貝脩一君) その点は時間もなかったものでありますから、憲法論議は大へんこれは時間をとりますので省略しました。今御質問のありました点は、これは憲法には、正当な補償と書いてあります。正当な補償についての読み方はいろいろございますけれども、これは十分にして完全な補償というような意味であらうと思いますし、しかし十分でかつ完全なものでなければならぬけれども、あまり高い値を吹っかけましてべらぼうに高い価格を支払う必要はない、そういう意味での正当な補償、こういう意味であらうと思っております。そういう点からいいますと、やはり前払いにするかどうかという、そういう近ごろのはやりの言葉で言えはタイミングの問題も、やはり正当な補償ということの一つの内容をなしておると思います。それでありますけれども、今度の場合はまあ前払いということにはなっていないけれども、ほとんど前払いと実質上同じようなことにしておる、つまり概算払いといえますから、仮補償金を払う、そしてあとから清算をする、そうしまして利息を付する、ちやうどもう何といたしますか緊急裁判のときに、もうすでに何といたしますか前払いが行なわれたのと同じ

よりな状態にこれを置くということでありまして、まあ前の土地収用法の場合にはそういう点補償金を支払わなければ、収用裁決は効果を発生しないというふうなことで、補償金の履行を強制しておいたわけでありまして、その点はこれはまた利息、過怠金なんかにつきましては強制執行を認めるということ、この強制執行の手段を認めてこれにかわるものを作っておく、だから前払いではないけれども前払いの代用品である。そういうことがある以上はこれは決して違反にはならない。こういうふうに考えておりますので議論を省略いたしました。

○米田正文君　まあだんだん最近のうちに国の経済が発展をしていくと、こういう公共のために使うという要求がだんだん多くなってきておる。そこでまあ土地収用法の特別措置法、あるいは全面改正というような問題が起きてくるわけですが、これは私は、世界各國の現状から見ても、そういう情勢にだんだんなってきたおるのじゃないか。まあ特に自由主義國家群においてではあります、社会主義國家群においてではこれは非常に強い公権力が働いておられますから、これはほとんど問題にならぬので、たとえばまあソビエトのごときは全部国有ですから問題ないようになつておるのですが、各國とも非常に社会性が強くなつてきて、そういうために公共性を非常に強調するようになつてきておるというのが世界的な傾向だと思ふのです。よくイギリスあたりでも工場配置法のごとく、非常な公権力を産業大臣に与えておるような法律も出ております。そういう点で世界的な傾向——これはまあ自由主

義國家群において、最近そういう土地の収用についての傾向は一体どういふふうになりつつあるか、私、実はそういう点勉強してないのですから一つお伺いをしておきたいと思ひます。

○参考人(須貝脩一君)　そういう点はまあ今、私有財産制をとつていない、別な体制をとつておる國の場合やら、あるいは社会主義で大体やつておるイギリスのごとき例、あるいはほかのヨーロッパの國でもファシズムの時代を経過しましてそういう洗礼を受けた、まあ古くは警察國家の伝統が根強くあると、そういうような國では、そういう公共の事業のために文句なしに強権を発動して取る、そういうようなことはあるかもしれないませんが、やはり日本が戦後まあ非常に影響を受けているアメリカなんかでは、やはり昔の通りの旧態依然たる土地収用制度でやつておるのではないかとと思ひます。全体の傾向というのとは違つてつかまえてどういふふうに言うのかはさうかと思ひますが、アメリカの雑誌なんかを見ますと、やはり高速道路を作る、ところがその土地の所有者が鉄砲をかまして寄らば撃つぞというので寄せつけぬというので、大へんてこずる話なんかおもしろおかしく詳しく書いてあったのを讀んだことがありますけれども、やはりそういう問題がありましてあれなんです、アメリカの場合なんか裁判所が全部やるものですから、裁判所というものは非常に信用のあるところになつていくものですから、それで割合にうまくいくのかも知れませんが、まあどういふことになつていくのか、ヨーロッパの國はどしどしそういう公共事業を推進してやつていく。それ

からイギリスもそうである。しかしアメリカはそういう点、以前の制度をくずさずにいる。こういうような印象を持つておられます、世界の大勢というふうなことはどうもあまり研究しておりませんので、はつきりしたことはわかりません。

○田上松衛君　参考人の方々も非常にお急ぎでもあるでしょうし、こつちの方でも次の日程の関係から急いでおるようです。それで言うまでもなく、参考人の御意見というものは、私も、この法案をどう審議し結論を出すかという上、非常に大事な關係を持つて実

はこう考えておるわけですよ。従つて、十分御意見をお聞きしたいのですけれども、先申し上げたような事情です。それからそれは避けたい。ただ一点だけしほつてこのことだけはぜひお聞きしておかなければならぬと思ふのですが、さつき田中委員が梅原さん及び磯さんの御発言に対して、補償問題については非常に高くこれを評価してゐるようであるが、というふうなことだつたわけなんです。私はこの受け取り方が実は違つたので、さうでなしに、この問題についてはお三人とも、須貝先生も加えて大体一致した意見のように私は承つたわけなんです。これを確認しておきたいと思ひます。須貝先生の場合では、任意協議による現物給付等の問題について、ただその努力義務を負うというふうなことにしておるのだ、その努力を怠つたという場合においては一体どうするかという規定はないじゃないか、こういう面について真剣に一つ取り組んでいかなければいけないのじゃないかというふうな方針のように、そういう用語でもって補償

問題を高くは評価してはおられないと私はこう受け取つたわけなんです。それから相磯さんの場合もむしろそのこの問題よりか、実務についていふところのいわゆる地方の収用委員会というふうなものを完全なものに仕上げなければ、言葉をかえて言うならば、その独立、確保という点を考えていかなければ何にもならないのじゃないかというところですけれども、私権の保護のためにはむしろ収用委員会に対して忌避の制度すら希望したいのだ、あるいはさつき内村さんから言われたように、知事が収用委員を任命するといふようなことも改めなければいけぬじゃないかといふようなこと。結局結論を出しますならば、この問題についてもやはり義務づけがないのであつて、そんなことに對してあまり期待が持てないのだという点のよう

に伺われて、あまり評価はしておられないのだ、私はこう承つたのであります。さらに今お歸りになつてしまつたけれども、梅原さんの場合でも、さういふようなことに頼るよりか、むしろ別個の立場において、事業計画の変更等というところでやつていけばいいのじゃないかという表現で、問題は、今のこ

ういふ補償問題を実際に扱つていきまする者に対して、むしろその精神を守つていくことが第一義的だという表現の言葉をお使いになつて、これもあまり評価しておられない。結局お三人の気持は、縮めていけますならば一致いたしました、これらに頼つてただ補償を十分にさせますならば私権の保護といふものは達成できるんだから、特別措置法といふものはいいものだと

考えることは甘過ぎるぞという、警告的な御意見がその底にひそんでおると私は認識したんですが、さう受け取つてお差しつかせございませんかどう

か。私はむしろさう認識したい、さう考へておるわけなんです。もしこれ、認識の仕方によつて、それは違ふんだといふことになつてくると、考え方がおのずから変わつていかなきゃならぬ。私はどこまでも参考人の方々の御意見を高度に尊重することが、口述をお願ひ申し上げた趣旨でなければならぬのであつて、さういふふうに理解しておるわけなんです。これについて、私の認識をはつきりしていただくためにお答えいたしたいと思ひます。

○参考人(須貝脩一君)　確かに今おつしやつたような意味も含めてお話を申し上げた、それは確かでございます。しかし私のほうも一つ積極的に、さういふような規定もある、それを十分生かして規定したならば、これは土地収用制度の模範ともなるべきものであるから、さういふ意味でこの特別措置法が案外将来一般化されて、ほかの場合にも及ぼされるという可能性も含んでおるわけで、さういふ意味で一つこの参議院で十分御審議の上、さらにみかきをかけてさういふ規定をりつぱなものにするように、法律らしい義務づけを規定するように、さういふ点の御審議をお願いしたいものだといふ意味で申し上げたのであります。

○参考人(相磯まつ江君)　ただいまのお言葉は私が申し上げた趣旨と同じでございます。私も特別にさういふ法案を用意しないで、現在の土地収用法の改正で、特に道路とか空港などの非常

せっかく生活再建計画というものを作
りまして、その実現に努力するという
いい方向が出てくるわけでありませ
れども、この点もやはり最後の、国と
地方公共団体のところは「法令及び予
算の範囲内において、事情の許す限
り」や「つばり」実施に努めなければな
らない」という、これもやはりはなは
だしく然とした具体的な保障のない規定
のような感じがするわけで、やはり被
収用者の側から言えは不安を感じるだ
ろうと思うわけでありませう。私の個人
的考へでは、やはりこの点の規定も、
生活再建の計画に因り、地方公共団体は
協力しなければならぬという協力義
務ぐらゐを、強く書いてもいいのでは
ないかと思ひます。

それから第三番目の問題といいたしま
して、現行法の解釈では、通常受ける
損失の中に、精神上の損失は含まれな
いといふふうに解釈されているわけ
であります。しかし私は、自己の責任が
なくて損害を受けたという点につきま
しては、損害賠償の場合も損失の補償
の場合にも、本質的に違いはないので
はないかといふふうに考へます。従つ
て、他人の不法行為で損失を受けた者
は精神的損害を払ってもらへるのに、
公共の福祉のために犠牲にさせられた
者は精神的損害を払ってもらへない、
といふのは片手落ちな感じがするわけ
であります。これは前から考へてい
た点でありますけれども、特に日本人
の場合には祖先代々の土地に対する執
着といふものは強いものでありますか
ら、そこを出て行かなければならぬ
といふことはかなり大きな精神的打撃
になるわけですから、従つてその精神的打
撃につきましても、法律の上で多少

はつきりするべきだといふふうに前から
考へていたわけですから、今日たとへば電
源開発の水没補償などにつきましても
は、昭和二十八年四月の閣議了解の要
綱では、謝金といふふうな名目で精神
的損害の補償を認めているわけであり
ますけれども、法律で規定してありま
せんので、はつきりとした権利とは
なっていないわけでありませう。で、今
度の法案が、せつかく一方で土地の提
供者に対して適正な補償を従来よりも
より多く考へてやろう、といふふうな
意図を含んでいるわけでありませうか
ら、そゝういふ点につきましてもこの際
規定した方がよかつたのではないかと
いふふうに感じるわけでありませう。

それから最後の点でありますけれども、
金銭補償の場合に、土地の価格を
いつの時期で算定して押さえるかとい
うことにつきましても、今度の法案では
緊急裁判のときの時価で押さえるとい
うことになるはずだと思ひます。従つ
て、緊急裁判から補償決定のときまで
の値上がりするやうな分は考慮されて
いない。この点は法定利息の分だけを
それにかえて考慮するといふふうな規
定になつております。これは確かに理
論的あるいは学問的に考へれば筋とし
てはその通りであると思ひます。しか
し現実の問題として考へますと、やは
り問題が残るのではないかとといふふ
うな懸念がちよつといたします。實際に
は、収用によりまして付近の土地など
が値上がりして行くやうな場合は不公
平なことになるのではないかと。それか
ら、あるいは今度の法案でも、残地の
収用に關する補償の場合には、これは
あとからといふこともありますから、
補償決定の時期の時価で定めるやうに

なつておりますけれども、残地補償の
場合とこの点がバランスがくずれてく
るといふふうな気もするわけでありま
して、これは私も結論はわかりませ
んけれども、何かもう少し少しい問題として
残っているのではないかとといふ意味
で、問題だけは出しておきたいと思ひ
ます。

以上、私の主として補償の問題に限
定しまして感じましたことは以上のよ
うな点でありまして、結論的に申しま
して、一方において事業を円滑に進め
ていくためにいろいろな措置を講じると
いふこととあわせて、もう少し補償の
問題も整備した方がよかつたのではな
いかといふふうな結論でございます。

○委員長(稲浦鹿藏君) ありがとうございます。
授にお願いいたします。

○参考人(加藤一郎君) 加藤でございます。
私の専門は民法でございます。ま
して、ちよつとこの法律とは場違いのよ
うな感じもいたしますが、補償問題と
なりまして民法にも關係がございます
し、財産権の問題でありますので関心
は前から持っております。このたび
公共用地の取得に關する調査会が設け
られましたときに委員に入りました。
答申案を作つたりするのをお手伝いし
た關係もあつて一応意見を述べさせて
いただきます。

で、全体のこの法律の建前のやうな
ことを申し上げてみたいと思ひます。
が、審議会の議論におきまして、たと
えば現在の土地収用法でうまくいかな
いのは、起業者側の運用が悪いのでは
ないかといふ意見もかなりあつたやう
に思ひます。私自身も従来の公共用地
の取得がいろいろ困難にぶつかつてき

ているといふことは、起業者側に反省
すべき点が相当多いのではないかと
思つてゐるわけでありませう。いろい
ろな例を私も見聞したことがございま
すが、たとえばダムの補償あるいは道路
の補償などにおきまして、初めは比較
的安く値切つておいて相手ががんばれ
ばだんだん値段をつり上げていく。こ
とに最後になつて非常に急ぐ段階にな
りますと、ぼんと金を出してそれで解
決する。あるいは場合によつてはボス
を使つて反対側の切りくずし運動をや
る。それによつて被収用者側の方で
はいろいろ疑心暗鬼が生じてまして、
向こうがよけいもらつてゐるのではな
いかといふやうなことでお互いに牽制
し合つてなかなかうまく進まない。や
り方としては、最後には伝家の宝刀と
して土地収用法を使えばよろしいわけ
ですけれども、これもさういふ状況の
もとで使うことは非常に困難でありま
して、伝家の宝刀といふのがなかなか
か實際には抜きにくいので、いよいよ
最後になつてせつぱ詰まつて事業の認
定を申請してくる。そうしますと、そ
れから始めますから結局期間が非常に
おくれましてさういふやうないろいろ
な悪循環がございまして、さういふ点
をまず改めることが必要だといふこと
は私も痛感いたしております。ことに
最近では地価の値上がりがはなはだし
いものですから、かりに一年前に適正
な補償をもらひましたも、あと一年が
んばつていた人の方がよけい金をもら
う。これは前に金をもらつた人はその
金でその土地を買つておられるはず
ですから、値上がり率は同じだとすれ
ばさう損はないわけですがけれども、
目に見えて金額に違いがあるものです

から、その点の不信感というものが非
常に大きくなる。これも事業を非常に
早く短期間にやつておればさういふ不
都合は目立たないのですけれども、ず
るずるとやつてゐるためにさういふ点
の不都合が目立つてまたそれが障害に
なるといふやうなことがいろいろござ
います。

それでまず運用を改めるといふこと
が第一に必要なやうな。で、調査会の答
申の中にも最初に運用の改善というこ
とをうたつてゐるわけでありませうが、
しかしそれでは運用の改善だけでは
たしてこの問題が解決できるかと申し
ますと、それは今までのやり方を責め
るのも責めなければならぬと思ひま
すが、しかし今日の情勢においてそれ
ではやはり問題が解決しないところ
にきてゐるのではないだろうか。やはり
何らかの法律的な改正が必要であらう
といふやうに私も思ひます。

そこで、今度は第二の問題といいた
しまして、法律を改正するとすれば土地
収用法の一般法の改正でいくか、それ
とも何か特別にいわゆる公共性、緊急
性の高い事業について特別措置を設け
るかといふ二つの分かれ道になるわけ
であります。この点は最初からどちら
といふふうにきまつていたわけではな
いと思ひますが、考へておりますと、
土地収用法といふのは戦後相当慎重
に検討して作つた法律でありまして、
一般に適用するにはこれですら不都合
な点といふものはない。ことに戦前に
比べますと、相当私権の保護といふ点
にも重点を置いておりまして、これを
今急に急いで変へることには相当問題
があるのではないかと。他面におきま
して現在何らかの措置が必要であると考

えられておりますものは、主として交通関係の道路、鉄道等を中心としたもので、主として基幹産業的なあるいは国土計画の中心となるような事業についてでありまして、そういうものについて特別を設ければそれで一応現在の役には立つのではないだろうか。そういう考えから一応特別立法でいくという態度が審議会ではとられたわけでありまして、私もそういう行き方の方が適切であるというふうに考えております。

そこで、今度は第三の問題といたしまして、その特別措置の内容といたしましては何か、その適用事業の範囲をどうしよるかという問題になるのであります。で、事業の範囲と特別措置の内容とは相関関係になっておりまして、まあ特別措置の内容を強いのにはすれば事業の範囲はごく限定しなければならぬ。逆にそう強いものでなければ事業の範囲は若干広くしてもいいという事はあると思います。しかし、事柄の考え方といたしまして、やはり特別措置を作るとすれば、これは土地収用法の特則でありますから、できるだけ適用事業の範囲は狭くしよるというところが適切だろうと思われぬのであります。そこで、この法律ではまず土地収用法の適用事業の中から特別に公共性、緊急性の強いものを抜き出しまして、まあそれが答申では数が六つあったのですが、あとで電話が追加されましたけれども、ともかく事業の範囲をそういうふうにしてしよる。さらにそこでしよられた事業についても、それに当然にこの特別措置を適用するのでなく、審議会によってこの具体的な問題に特別措置を適用するかどうか

というものを、もう一度事業認定という形でしよるをかねまして、いわば二重のしぼりでそれを限定するという態度がとられたわけでありまして、まあその列挙された事業の内容を見ますと、交通関係の道路、鉄道、空港、それから都市の交通というものが中心になっております。そのほかダムであるとか、まあ治水関係、電気というふうな、国の基本的な国土計画あるいは産業に関する部門が入っております。さらにもう一つの観点といたしましては、大都市の問題が今日緊急であります。大都市の交通、電話等というところで、大都市というしほりも一つかかっておりまして、それを全体を通じて見ますと、いわばもう幹線的な、一番基本になる大ものところにこれを適用しよう。たとえば国道にいたしまして、一級国道と二級国道は幅員九メートル以上というふうにくまなく考えて答申ができておりますが、そういう幹線的なものに限るという観点がまた入っております。そういうわけで、私としましては、今日特別措置を作るとすれば、この程度のしほりをかけてやるのが最も適当だというふうに考えているわけでありまして、

次に、適用される特別措置の内容でございまして、これはただいま渡邊さんからもかなり詳しくお話があったと思ひますが、その中で一番問題になりそうなのは、いわゆる緊急裁判による特別収用という制度であります。これは従来の土地収用法におきましても緊急使用という形の特例が設けられていたものでありまして、それをさらに強くするのはどうかという意見もあり得ると思ひます。しかし今までの緊急使

用の制度は、制度としてはかなり不完全でありまして、第一には要件がかなりしぼられていて簡単には動かない。それから第二にはこの緊急使用で認められるのは使用権でありまして所有権は移転しないのでありますが、はたして、たとえば使用権だけで、ダムができたときに、ダムの湛水——ダムに水をためるところまでできるかどうか。そういう原状回復の不能なことでできるかどうかは相当問題であります。ただ実際にはそれを現在行なっておりますので、特別使用という形で実際には所有権を移したのと同じような結果を、似たような結果を認めているのであります。

さらに第三に、その補償としましては、一応原則として使用料しか払わななくていいわけでありまして、もし請求があれば起業者の見積った補償額を支払えということになっております。それが適正な額であるかどうかには保証がないのであります。で、この緊急使用の制度でこの所有権移転をしたのと似たような結果を認めるということは、どうも制度として少し不自然であります。むしろこれははつきり所有権を移すということにいたしました。そうして補償はむしろ収用委員会ではつきり適正な補償を定めそれを支払う、そうして出て行く人には仮住居の提供をする、そうして要件としましてはこの適用事業が緊急性、公共性の高いものでありますから、その要件はしぼらなくていい、そういう形で緊急裁判による特別収用という制度を設けたわけでありまして、

でないかという問題がございまして、御承知のように、前にこれは米の供出代金につきましてあと払いでも違意でない、という最高裁判所の判決が出ております。そうして事柄をいたしまして、も憲法の二十九条三項は別に前払いであるいは同時払いを要求してはいないだろう、そうしてその支払い時期と金額など全体を比べ、全体を総合してみても正当な補償になればいいというふうな判断も言っているし、学者も考えておる人が多いように思われます。ただ最高裁の判決は補償の支払いがすぐれても別に特にプラスを払わなくていい、利息的なものは払わなくていいというふうに言っております。著しくおくれた場合だけ何か考慮する必要があるというのであります。これは事柄としては少しもおくれればやはりプラス的なものを払う、利息的なものを払うというのが正当だと考えられます。そこで今度の法律ではその点に年六分という、普通の民法の法定利息の年五分より一分高い商事利息と同率になっておりますが、年六分の利息をつける。これはつまり支払い不足の差額についてそういう扱いをしております。そういうわけで補償額自体が収用委員会の見積り仮補償ですから、その差額が大きいことにはないので、実質的にはほとんどその補償額に相当するようなものに支払われるだろう。かりに少なうともそれは利息がつけられるし、また緊急裁判から最後の補償裁判までの間に、これは期間をはつきりきめてなかつたと思ひますが、現在の特別収用の場合の六カ月というよりもおそらくは実際に短くなるでしょう。そういうことになりまして、その間の

土地の値上がりというのも大したものではないだろうと思ひますので、私は緊急裁判のときの価格で補償をしてもいいのではないかとこのように考えております。ただ実際問題といたしまして、値上がり分がそれだけ大したものではなくても、しばらくたつたあとで周囲の補償されなかつた土地はどんどん値上がりしていく、補償された人は前の価格で金を受け取ってそれを持ってどこかへ行くということになるので、何かアンバランスができるようにも考えられます。が、まあ理論的に考えれば金をもった人はそれでほかの土地を買ふなり、投資をするなり、あるいは自分の事業をするなりしてそれはそれで生かすわけでありまして、理論的に言へばその間に不均衡は生じないということになるわけでありまして、そのほかこの法律はあと手続を短縮するということをかなり努めておりますが、その反面としまして現物給付、生活再建、これは必ずしも十分とは言えない点があると思ひますが、そういう配慮も若干いたしております。

なおこの法律ではさらに問題として残された点もいろいろあると思ひますので、たとえば補償基準の問題などは重要な問題であります。現在補償基準はそれぞれの官庁ごとに別の基準を作つてやっています。あつてやつた分よりこつちの方が安いという不つり合いの問題も出ております。これは必ずしもこの法律と同時にきめなければならぬというのではないと思ひます。であります。土地収用法でも一応の補償の規定を置いておりますから、あとは具体的な細則的な基準を設ける。これもそれぞれの土地によって事情が違

でないかという問題がございまして、御承知のように、前にこれは米の供出代金につきましてあと払いでも違意でない、という最高裁判所の判決が出ております。そうして事柄をいたしまして、も憲法の二十九条三項は別に前払いであるいは同時払いを要求してはいないだろう、そうしてその支払い時期と金額など全体を比べ、全体を総合してみても正当な補償になればいいというふうな判断も言っているし、学者も考えておる人が多いように思われます。ただ最高裁の判決は補償の支払いがすぐれても別に特にプラスを払わなくていい、利息的なものは払わなくていいというふうに言っております。著しくおくれた場合だけ何か考慮する必要があるというのであります。これは事柄としては少しもおくれればやはりプラス的なものを払う、利息的なものを払うというのが正当だと考えられます。そこで今度の法律ではその点に年六分という、普通の民法の法定利息の年五分より一分高い商事利息と同率になっておりますが、年六分の利息をつける。これはつまり支払い不足の差額についてそういう扱いをしております。そういうわけで補償額自体が収用委員会の見積り仮補償ですから、その差額が大きいことにはないので、実質的にはほとんどその補償額に相当するようなものに支払われるだろう。かりに少なうともそれは利息がつけられるし、また緊急裁判から最後の補償裁判までの間に、これは期間をはつきりきめてなかつたと思ひますが、現在の特別収用の場合の六カ月というよりもおそらくは実際に短くなるでしょう。そういうことになりまして、その間の

土地の値上がりというのも大したものではないだろうと思ひますので、私は緊急裁判のときの価格で補償をしてもいいのではないかとこのように考えております。ただ実際問題といたしまして、値上がり分がそれだけ大したものではなくても、しばらくたつたあとで周囲の補償されなかつた土地はどんどん値上がりしていく、補償された人は前の価格で金を受け取ってそれを持ってどこかへ行くということになるので、何かアンバランスができるようにも考えられます。が、まあ理論的に考えれば金をもった人はそれでほかの土地を買ふなり、投資をするなり、あるいは自分の事業をするなりしてそれはそれで生かすわけでありまして、理論的に言へばその間に不均衡は生じないということになるわけでありまして、そのほかこの法律はあと手続を短縮するということをかなり努めておりますが、その反面としまして現物給付、生活再建、これは必ずしも十分とは言えない点があると思ひますが、そういう配慮も若干いたしております。

めればすぐに金額が出てくるというものではないと思われまふけれども、ともかく補償基準の適正な統一したものを作るということは、今後の課題として残されているように思われます。さらにその補償基準を適用する場合に、たとえば評価委員会というようなものを作りまして、こういう特別な事業についての補償を払う場合には、そこを通過して適正な価格で交渉する、そうしてあとは向こうがごれてもそれを吊り上げないというような措置もこれは実際の運用として必要になるかと思ひますし、評価委員会というような制度は土地収用法の問題として今後検討する必要があるように思われます。そのほか、たとえば行政機構の問題、あるいは許認可の調整の問題なども今まで十分なされておりませんので、これはいろいろネックがあるとは思ひますけれども、今後さらに検討を進めるべき問題だと思ひます。

ほつて、ほんとうに必要なものだけに
限つて被取用者に不当な圧迫を加へな
いように配慮しておるといふふうに考
へまして、今後の措置はいろいろ残さ
れておると思いますが、一応賛成した
いと存じます。

○委員長(稲浦鹿藏君) 続いて神戸市の原口忠次郎さんをお願いいたします。

○参考人(原口忠次郎君) 私は神戸市長の原口忠次郎でございます。目下御

戦後における国民経済の伸展に伴ひまして、公共事業及び公益事業は年々膨張しております、これを国家予算並びに地方公共団体の予算において見ましても著しく現われているのでございます。また現在の経済情勢からしまして、国内産業はますます発達する傾向にございますので、これらのためには限られた狭い国土を最も合理的に利用することが必要になってくるのでございまして、公共事業に必要な用地の確保と、国内産業発達に伴います用地の需要等が相待って、公共用地を取得することが次第に困難となつてゐることとはすでに御承知のことと存じます。

政府におかれましては、この事態に
対処するため早急に適切な措置を講ず
る必要があると認識せられまして、昨
年七月建設省の公共用地取得制度調査

会を設置し、その具体的な改善案を諮問の上、今般、公共用地の取得に関する法案を立案せられまして、今次の国会に提案されましたことは、まことに時機に即した措置であると信じまして敬意を表するものであります。

昨年七月に公共用地取得制度調査会が設置せられますと、各種団体からいろいろの要望が行なわれたことを私は仄聞しております。その要望の大意について申し上げますと、政府機関及び公団等のいわば政府関係機関の要望といたしましては、現行の土地収用法の立法強化ないしは特別措置法の立法化という傾向でございます。また地方公共団体の要望といたしましては、現行の土地収用法の改正も必要でございますけれども、公共用地取得に關する

もつとも公共事業の用地取得の方法として、まず民事上の売買による取得と、収用法の協議成立による取得、あるいは裁決による取得という法律手続上の方法はございますが、収用法による裁決の取得は、御存じの通り、私有財産制度の原則に對しまして重要な制限を加えるというような意味を持つてゐるのと同時に、行政上の公益追求という観点から申しますと、公益事業遂行のための手段たる性格を持つてゐるものでありまして、その適用につきましては、公正かつ慎重な態度が要求されてゐるのは当然であると考えております。しかしながら収用法の發

動につきましては慎重を期するのあり、年々増大して参ります公共用地の取得に支障を来たしましては、国民全

林の植樹増進といふ公益事業が何れも滞り
勢せずには終わるのではないか。これを
調和する方法といたしまして、極力公
共用地の取得については当事者間で任
意にかつ容易に取得することができ
るように、現行の諸制度を完備すること
が私は急務であると考えられるのであ

ります。この制度の改善整備と並行いたしまして、当事者間で任意にかつ容易に取得することができない場合に、現行収用法の改正の実現ができるならば、現在の窮状を打開することができるとはいいきれないかと私も信じております。そこで私は当事者間において任意に取得することができるとする諸制度の改善方法につきましては、後ほどに申し述べたいと存じますが、まず収用法の改正問題につきまして申し上げたいと存じます。

各団体から要望されました意見で、収用法の改正に関する問題点としては、一口に申しますと、収用法に規定する所定の手續に要する期間をできるだけ短縮して、早急に収用の効果を確保したいということであったと存じます。

また昨年十月五日、横浜市、名古屋、京都市、大阪市、神戸市の五大都市が、連名で公共用地取得制度調査会に対しまして収用法の改正につき要望いたしました、その内容を今ここに示されています。特別措置法案と比較いたしますと申し述べたいと存じます。

われわれ都市が要望いたしましたのは、現行の収用法それ自体の改正でござ

ざいまして、特別措置法という特別法の立法化は期待していなかったのでございます。と申しますのは、地方公共

団体における公共事業は、特別措置法に
 限定された事業のみではございません
 で、住宅を初め学校、衛生、消防施設
 等いろいろの事業がございます。して
 年々増加して参ります人口に対応し
 ずためには、早急に事業用地を取得す
 る必要に迫られているのでございます

けれども、前に述べましたようなことで、その用地の取得に障害を来たしまして事業予算をやむを得ず次年度へ繰り越しているという現状でございます。ところがただいま提案されております特別措置法案につきましては、特定公共事業についてのみ事業の円滑な遂行と、これに伴う損失の適正な補償の確保という意味で立法化されているようにございますが、現行土地収用法制定の沿革における必要性和緊急性から考え、また現在の公共用地の取得事

用法の適用事業全般についても、事業の円滑な遂行とこれに伴う損失の適正な補償を確保する必要があると考えておるのでございます。

次に収用の手続上の問題でございますが、収用委員会は、特定公共事業にかかる収用または使用の裁決が遅延することによって、特定公共事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申し立てがあったときには緊急裁決をすることができるとに なっておりますが、収用の裁決が遅延する という抽象的な表現の解釈につきましては、いろいろとむずかしい点が生ずるのでございます。たとえば収用

委員会に裁決の申請があつた後、一カ月ないし二カ月を経過してもまだ取用委員会が裁決を行なわないときに、起業者は裁決の日より二週間以内に、

業者は緊急装束の申し立てからできる限り早く、というようにし、取用委員会の裁決遅延ということを客観的に明確に示すとともに、取用委員会の審議を促進するよううにしたいのでございます。

第三には、現行取用法及び特別措置置法案におきましても、取用または使用

することができ、權利には、いわゆる借家権及び不法占拠による占有権は、適用外に置かれていたのでございますが、その理由としては、おそらく占有権は形式上においては權利ではあるが、実体的な内容を有する、たとえば土地の賃貸借あるいは使用貸借地上権のような、いわゆる本権と異なっているから、収用または使用の対象とならない、こゝいう解釈によっているのではなからうかと思われるのでございます。もつとも現行収用法上において、

土地または土地の賃借権及び使用貸借権、地上権等を取用すれば、収用法の規定に基づき土地所有者がその土地を起業者に引き渡すときに、これらの占有権を解決することができるとのであるという解釈のもとに、直接には規定されていないのであると考えますが、法律解釈論はともかくといたしまして、もし占有者がその占有の権利を主張するときには、起業者は土地の地上権、使用貸借権、賃借権等の権利不存の確証訴訟を提起いたしまして、その判決を得てからでなければ強制執行をすることができない。かように訴訟の判決を得ることを要するものであるということでございますと、それに相當の期間を要しまして、せっかく緊急裁判という制度により裁判を得ても、完全な引き渡しを受けることができないという事態に直面することになるのでございますから、借家権、不法占拠による占有権についても、収用または使用の対償の権利にせられたいと考えているのでございます。

第四番目に土地区画整理法による区画整理施行中の仮換地、土地改良法による土地改良事業施行中の保留地につきましては、収用法を適用するにあたりまして、その所有権を把握するのいろいろな疑義がございまして、現行土地区画整理等との間に調整する規定がございせんので、たとえば仮換地及び保留地を使用している者を、その土地の所有者とみなすような明文を設けられ、もつとその事務の簡素化をはかられたいのでございます。

第五には、損失補償額を算定する時期については、現行収用法及び特別措置法におきましても何らの規定がござ

いせんが、その額を算出するにあたりましては裁判時の価格によることとなり、事業認定の時期における価格によられるよう、法文を明確にせられたいのでございます。と申しますのは、収用法による用地の取得は、任意の売買協議が不調に終わつてから、その相手方に対し収用手続をとるのでございまして、任意の売買協議に應じて売却した者と、裁判により補償金を得た者との間に、期間経過による価格の相違が生ずるようでは、任意の売買協議により土地を提供した者、すなわち公益事業に對し率先して協力した者はいわゆる損をする、俗にいう正直者のばか損というやうな、事業の協力者に不信の感をおこすは抱かせるのではないかと、いふやうなことがないように、公共用地の取得における価格の公正という観点で考慮されたいのでございます。

第六に、公共用地の取得にあたりまして最も問題となる点は、その用地の価格でございます。現在その価格を算定する土地の適正評価のきめ手となる基礎がございせんので、固定資産税評価額、民間の評価機関による評価、当該都市の近傍類地の売買実例等を参考として算定する実情でございまして、種々の価格が流布されて価格決定に困難を加えているのでございまして、公的な評価機関を常設いたしまして、価格の算定にもつぱら当たらせる、また収用委員会は、その評価機関の意見を尊重して、補償額を決定するようにせられたいのでございます。

次に第七番目に、現在公共事業の起業者は多々ございまして、たとえば神戸市内におきましても、本市のほか建設省、郵政省、兵庫県、日本国有鉄道、

電電公社、住宅公団のうちに数多くございまして、これら各起業者がその公共用地の取得に用いておる補償基準は、それぞれ異なつておるのでありますから、公共事業の施行につきまして多くの不都合を生じておるのでございまして、よつて国家的な見地から統一した補償基準を策定せられまして、もつてこれら国、地方公共団体、公社等の起業者は統一した基準を用いるよう要望いたしたいのでございます。

特別措置法案によりまして、特定公共事業に必要な土地建物等を提供する者が、その対償として現物の給付の要求をしたとき、または土地等を提供することによつて生活の基礎を失うやうな者に對しては、現物等の給付のほか、そのあつせんを行なうことになつておるのであります。現在のやうに住居の入手につきましては、高額な資金を要する事情のもとにおきまして、これらの者に對しまして、住宅金融公庫による住宅建設資金の融資の希望がございまして、優先的にその金額を融資するとか、あるいは日本住宅公団の住宅、または公営住宅等に優先的に入居することができるよう、また事情によりましてはその使用料を減額することができるような措置等を講ぜられたいのでございまして、以上の通り収用法に關しましての改正要案を申し上げました。

次に、収用法以前において、収用の取得を容易に促進することができるよう諸制度の改善点について二、三申し上げてみたいと思ひます。

第一は、譲渡所得税の減免措置でございます。公共用地の取得交渉にあたりまして、買取価格に次いで用地売却に對する所得の課税に關する諸問題が、大きな比重を占めておるのであります。昭和三十四年四月一日の租税特別措置法の改正以前におきましては、収用法の適用事業のため、土地を提供する場合の土地譲渡者には、資産再評価税のみが課税されておつたのでございまして、租税特別措置法の改正以後におきましては、譲渡所得税を課せられることとなり、結果、公共事業用地として買取する価格が安いことと、課税額の増加と相まって、民間における売買よりむしろ不利な条件となつておる現状でございまして、従いまして、現行制度の税法につきまして、収用法の適用事業用地を取得したときは、すべてこの特例の適用を受けることができるやうにするともに、土地譲渡者に對しまして課税するものと、その者の所得と分離して課税するものとし、なお現行の税率を大幅に減免されたいのでございまして。また土地譲渡者から代替地の提供を要請され、起業者がその代替地を買収する場合においても、同様に租税特別措置法の適用を受けられるやうにせられることを望んでおります。

第二番目には、農地法による農地転用の許可事務でございまして、現在都市において公共事業用地を取得するにあたりまして、その市域内の農地を転用して使用する場合が非常に多いのでございまして、現行法令上転用許可手続につきまして非常に多くの日数を要し、事業の遂行を妨げておるのでございまして、都市内の農地につきましては、現在漸次市街地化している傾向にございまして、都市形態から申しまして、も、農村の農地と異なつておる点がございまして、また都市内における農地につきましては、それに接続する市街地と一体的に公共事業の計画が施行されるのでありますから、その農地転用についての制約も農村のそれとはおのずから異なつておるかと考えられております。従いまして、都市が公共事業のため農地を転用して使用する場合には、その許可事務を府県と同様な取り扱いをするやうに、法令を改正せられることを私も希望いたしております。

なお最後に要望いたしたい点は、最近土地に對する需要量が増大いたしまして、また他方適地の相対的な減少と投機による仮需要の激増によりまして、地価はますます上昇する傾向にございまして、ことに都市におきまして市街地につきましては、その傾向が非常に顕著なはだしく、最近一年間における地価の上昇率は三〇%からはなはだしいのは五〇%以上になつておる傾向にございまして、従いまして、そのために公共用地の取得はますます困難でございまして、

どうか各位におかれましては、このやうな実情をよく御察下さいまして、私がただいま申し上げましたやうなことは、これは全国の都市の各市長の願ひでございます。どうぞよろしく御察察のほどをお願い申し上げます。私の私見を終わります。

○委員長(稲浦鹿藏君) ありがとうございます。

続いて、私鉄経営者協会用地部会長の小山さんをお願いいたします。小山参考人。

○参考人(小山久保君) 私は私鉄経営

者協会用地部会長の小山でございます。

今回政府が国会に提案いたしました、公共用地の取得に関する特別措置法案は、公共的施設の整備に必要な用地の確保と利用の高度化を目的とする趣旨であります。私もいたしましては、本法の実現に非常な期待を持っております。御承知のように、私鉄は国鉄と連絡直通いたしまして、重要な輸送を分担しておる公共事業でございます。最近都市の膨張が著しく、通勤通学の輸送需要はますます増大いたしまして、これに対応する輸送力の増強が強く要望されておるところであります。そこで私も私鉄は、これにこたえまして、かねてから長期計画を立てまして、車両の増備はもちろんです。地下鉄網の早期完成、都心乗り入れの促進、ホームの延長、側線の敷設、変電所の増設、踏切の整備、さらに新線の建設、施設の整備充実に努めているものでございます。従いまして、これに伴う鉄道用地の早期取得と確保が絶対の要件となっております。このようない次第であります。少くとも都市交通におきましては、本法が一日も早く適用できますよう要望する次第でございます。

用地買収交渉の進展しない事例といましては、京成電鉄の押上線立石駅ホーム延長に伴う用地、東武鉄道北千住駅地下鉄二号线乗り入れに伴う用地、帝都高速度交通営団荻窪駅付近の用地、同じく南阿佐ヶ谷駅出入口用地、京阪電気鉄道の寝屋川市都市計画実施に伴う、寝屋川駅移転に伴う用地買収等がございます。一例をあげますと、京成電鉄の立石駅は、東京都特別

都市計画高速度鉄道網のうち、地下鉄第一号線の一部開通によりまして、押上駅より現在すでに乗り入れを実施しておるものであります。現在駅は三両連結の電車しかとまれないのであります。全線開通までには八両がとまれようになり、ホームの延長計画をいたしまして、用地の買収交渉を昭和三十四年九月から開始いたしまして、地下鉄開通の三十五年十一月を目ざして、地下鉄として交渉を続けていたものであります。が、地元関係者二十七名は対策協議会を結成いたしまして強い反対を続けておったのであります。そしてなかなかちががきませんので、やむを得ず三十五年三月事業認定を申請いたしました。それが満一カ年の後、ことしの三十六年四月認定がおりました。現在買収済みは九名、買収見込みの人は五名、まだ未定の人が十三名となっております。でございます。このようにして遅々としていたのでは、現在の土地収用法のみに依存しておったのではなかなか開通に間に合わなくなるのであります。すけれども、今大手十二社が都心乗り入れということとを計画しておる今日、全国私鉄鉄道用地委員会でもこれを問題にいたしまして、適正な補償をなし、強力な措置を講ぜられることを切望している次第であります。

度は一七%でございます。二年間引き続きまして電力の需用の増加が、今までにない大きな率を示している状況でございます。これを欧米諸国におきましては、約二倍から三倍程度も大きい割合でございます。電気事業者といたしましては、過去におきまして電源開発に相当の努力を傾注して参つてきたのでございます。最近のこの需用増加のもとでは、供給力の増加よりは需用の増加がはるかに大幅な状況を示しているのでございます。結局三十五、六と需給のアンバランスという状態が非常に懸念いたされております。このようにいう状況でございますので、私もとしましては電源開発計画を改定いたしまして、電源開発を急速に推進することといたしました。電源の開発並びに関連施設の建設にあたりましては、電力業界といたしまして、多年の研究と経験によりまして、技術的には非常に著しい進歩を遂げております。また合理化も進められて参つておる次第でございます。この間に問題となりましては、用地の取得問題でございます。これが迅速かつ円滑な電源開発を阻害いたします最大の隘路となっております。この隘路を打開いたしますためには、不当な理由によりまする買収の拒否、あるいは補償費の不当な引き上げというような事態を防止いたしまして、急速にかつできるだけ低コストで電源の開発等を実施し得るような、制度的ないろいろな改善が必要であると存じます。昨年政府におきまして、公共用地取得制度調査会が設置せられました。学識経験者多数を加えまして慎重審議の上、答申があ

りまして今回の立法措置と相なつたわけでございます。もちろん用地取得問題は、非常に幅が広いものでございまして、今回の立法ではそのうちの用地取得の迅速化という点を中心にして、特に公益性及び緊急性の高い事業につきまして、法的措置を講ぜられたのであります。本法案に對しましては私どもとしては原則的に賛成をいたすものでございます。

この法案の個々の内容について、若干意見を申し上げたいと存じます。公共用地の取得につきましては現在土地収用法がございまして、事業の遂行のため公共用地取得を迅速かつ円滑に推進いたします上において、なお十分でない点がございます。この法案におきましては、従来補償問題解決に關しまして、種々隘路となつておりました諸点を大幅に改善を見ている次第でございます。第一点といたしまして、法案の第九条におきまして、特定公共事業認定申請書の縦覧を当該市町村長が怠つた場合におきまして、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請によりまして、当該市町村長にかわつてその手続を行ない得るといたしております。

また第三点といたしまして、法案の十八条におきまして、裁決申請書の縦覧の場合におきましても、当該市町村長にかわつて都道府県知事がその手続を行ない得るといふふうになされております。

このように三點につきましては、従来電気事業者が土地収用の手続を進めま

す上におきまして、しばしば問題にされて、いろいろな点を見えてきたのであります。この隘路が本法の適用によりまして解決されることは非常に好ましいと思われま

て、概算見積り補償金の支払いあるいは担保を提供することによりまして、緊急使用あるいは収用ということができるようになりますことは、一方におきまして私有財産権の保護に万全を期しております反面、公共事業の円滑な遂行をはからしめる上におきましては、この法案の最上の改善点であらうかと存じます。

さらにつけ加えて申し上げたいのは、この法案の付則におきまして新たに公共用地審議会の制度を設けまして、昭和三十七年の三月三十一日までの間に限りまして、建設大臣の諮問に依り、公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議するという事に相なっております。

私どもは公共用地取得問題としては、さらに幾多の残された問題があると存じます。特に電気事業といたしましては一般の補償あるいは公共施設等に対する補償、こういうものにつきまして明確な補償基準を設定していただきたいのでございます。公共用地審議会がこういった基準問題等につきましても、今後検討せられることを大いに期待いたしたいと存じます。

以上申し上げました点は、結論的に申し上げますと、本法案が現行土地収用法上の問題を大幅に改善していることについて、本法案に対しまして賛意を表するものでございまして、電気事業としまして、今後電源の開発あるいは関連重要施設の建設の推進に非常に寄与される所が大きいと確信いたします。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ありがとうございます。続いて電力建設協力会会長の熊谷さんにお話しします。

○参考人(熊谷本三郎君) 私はただいま御紹介にあずかりました社団法人電力建設協力会会長の熊谷でございます。協力会の立場から、今回の特別措置法案につきまして、少しかり愚見を述べさせていただきますと思ひます。

まず、率直に結論から申し上げますと、私どもは本法案に対しまして全面的に賛成の意を表しますとともに、一日も早くその成立を期待するものでございします。以下その理由につきましても簡単に申し述べたいと存じます。

御承知かと存じますが、わが電力建設協力会は、電源開発の建設工事を受注いたしまして業者で組織いたしております団体であります。建設工事を通じてわが国の電源開発に寄与しようという趣旨のもとに創立され、すでに十年の歳月を経て今日に至っておりますのでございますが、その間、私どもの受注いたしました重要な電源開発工事は、件数にして約八百五十件、金額にいたしまして約四千億円に達しておる実情でございます。ところで、これらの工事を実際に施工するにあたりまして、当面いたして参りました最も困難な問題の一つは、往々にして用地問題の解決が非常におくれたという点でございます。申すまでもなく、用地問題は、本来は発注者側において解決さるべきものであります。われわれ受注者には一応はほとんど関係はないはずのものでございしますが、実際におきましては必ずしもその理論通りには参りませず、この用地問題の未解決のためにどれほど損害をこうむったか、はかり知れないものがあるのであります。と

申し上げますのは、発注者におかれましては、用地またはその補償に關しましては種々の困難な理由を繰りまわしては、常識的に考えられまして、もはや工事に着手しても差しつかえないという見通しを立てられ、そのもとに工事を発注され、それをわれわれが受注して工事に着手するという事に相なるわけでございますが、いざ工事に取りますかかると、このように常識が常識通りに参りませず、用地問題が意外に難航する場合は少なくございせん。さればといひまして、その場合それに対応いたしますだけの工期の延長でありますとか、あるいは用地問題が解決いたしません間、いわゆる手持ちという問題が起きますが、その手持ちによりまして工事費の増額等は、実際望んで得られないことでありまして、なかなかさういふものは認めてもらうわけにはいかぬのでございします。

すなわち言いかえまして、用地問題の解決の遅延は、結局におきましてわれわれ受注者にいふゆるしを寄せられる場合が非常に多いのであります。そのための損失、犠牲がばく大な額に上がつていましてございします。このような次第でございしますので、これらの弊にかんがみまして、われわれ協力会におきましては、この問題の対策といたしまして、あるいは土地収用法の改正及び合理的補償基準の設定等の点について、しばしば政府、議会等に従来とも陳情いたして参つた次第であります。あるいはまた電源開発関係の発注者側と懇談会を開催いたしまして、この問題を協議いたしたり、または同僚団体でありますエネルギー経済研究所並びに社団法人土木工業協

会等と共同いたしましたして、その解決策を研究いたしました。種々今日まで努力を続けて参つた次第でございまして、幸いにしてこの私どもの多年にわたる要請が認められ、今回の法案の提案をみるに至りましたことは、衷心より私どももいたしまして喜んでいふ次第であります。従つて、この法案の個々の条文に關しましては、いろいろこまかい点につきましてはそれぞれ専門家の御意見があるかもしれませんが、大筋といたしましては、双手を上げて賛成申し上げる次第でございします。

さらに本法案の内容を拝見いたしますと、大いに意を強くいたします点が三點ございします。第一は、公益優先の原則がはっきり示されている点であり、第二は、被収用者に対する国家的補償の点が非常に明確徹底化されている点であり、第三は、本法案が土地収用の処理をきわめて時宜に適したようにスピード化されている点でございします。これらの点におきましては、広く一般的国民的な見地から考えましても、まことに時宜に適した名案であるといわねばならないと存じております。

私どももいたしましては、当初から申し述べましたように、一日も早くその成立をみることを念願いたしますとともに、あわせてその実施にあたりましては、いろいろ細部の点としましてその運用よろしきを得まして、その趣旨が十分に貫徹されますことを切望いたしてやまない次第でございします。大へん簡単でございしますが、以上申し述べまして私の愚見といたします。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ありがとうございます。以上をもちまして参考人の方からの意見の御開陳は一応終了いたしました。

これより参考人の御意見に対して質疑を行ないたいと思ひます。御質疑の方は順次御発言願ひます。

○田中一君 加藤先生にお伺ひいたしますが、あなたは公共用地取得制度調査会に参画しておられるということを知りなかつたのですから、これはさうであつたならばきよりの参考人ともどもお見えになるのは不適格であつたのじゃないか、こう思ふのです。これは私の考えでございします。

そこでお伺ひいたしますが、この第二案の事業の、特別公共事業の中に災害復旧並びにこれに関連する改良事業ですね、含まれなかつたという理由はどこにあるのでしょうか。これはちよつと失礼になるかも知れませんが、知っている仲間として一つお許し願ひたいのです。この答申案を作るときに、災害復旧並びにこれに関連する改良事業が特別公共事業として認定されなかつた理由ですね、緊急性がないという理由、であつたのかどうか、伺つておきたいのです。第二案の第一項から第八項までありますが、その中に治山治水はございします。しかし災害復旧並びにこれに関連する改良事業というものは、事業として指定されないようになつてゐるんです。

○参考人(加藤一郎君) 最初に不適格というふうなお話でございしましたが、私は呼ばれたから参つたんで、ここでさういふお話を伺うことはちよつと意外でございします。(適格ですよ)と呼

ぶ者あり)しかし衆議院の方でも田上さんが出ておられまして、そういう適格、不適格ということがきまつておりますならば、これから私、伺いませんですが、(そうじゃなかったんです)と呼ぶ者あり)今の災害復旧事業は私は詳しくは存じませんが、適当なお答えになるかどうかはわかりませんが、土地収用法の適用事業の中に入っておりますんでしょ。どうも土地収用法にも直接災害復旧事業という

のは上がってないような気がするのをごさいます。でもその特定公共事業は、土地収用法の中で特に緊急性、公共性が高いものを抜き出すという大体の建前できておられますので、土地収用法の中に、非常災害の場合に土地の収用の規定はございまして、これも適用事業としては上がってないんでないかと思ひますが、そういうことで治山治水というようなことが入ってれば、その中で必要なものはある程度入るということではないかと思ひます。

○田中一君 論議はされましたか、関連する事業として。
○参考人(加藤一郎君) それについては論議しなかつたように思ひますが、
○田中一君 それからこの前提として、今後この法律に指定された事業を行なう場合には、全部この特別措置法によって行なうというのが前提に立っておりまして、それとあるいはその前に話し合ひですね、買取交渉をするんだというところが前提にあつて、この答申が持たれたものですか。

○参考人(加藤一郎君) その点は今までといき方は変わらないつもりでございまして、まずそれは誠心誠意初めに、事前にいろいろ交渉して、どうしてもいかなない場合に初めてこれを適用する、という考え方でできていると思ひます。

○田中一君 初めから全部の事業をこの特別措置法で適用していくという考え方には、どこかに非常な大きな困難があるいは間違い、あるいは理論的な不確実さというものがあつたために用いないんですか。

○参考人(加藤一郎君) その点は、個人の意見といたしましては、一応なるべく広く網をかける、と言つてはおかしいですが、網をかけて、初めから適用事業の中で処理をしていく、というよりないき方が望ましいのではないかと、という考えを持っております。この法案のいき方はそうではないように思ひます。実際に法律を適用するということになりますと、やはり強制権を発動するという形になるもので、それから、あとの問題がどうしても動かなくなつた段階に初めて出てくるという形に、どうしても技術的にならざるを得ない点があるように思ひます。

○田中一君 これはもう一べん加藤さんに伺ひますが、原口参考人からいろいろお話があつたように、御要望があつたように、どの時点で価格をきめるかということです。たとえば道路にしても、出発点と終着点があるわけなんです。その場合一カ所あるいは二カ所が買取が終つたあと、これは道路の機能を果たせないことが多いわけですね。そこでそういう場合、全部かけてしまつたらどうかというように、な考え方は、これは加藤先生自身ではお持ちになつたことはございまして、というところは、全部の事業区域という

ものに對してこの法律をもつて網をかけるということですが、この法律の今度作つた答申案ではそういうことは考へておられなかつた、抵抗というか、反對が多いときには、それだけを抜き出して法律を適用させるという考えに立つておつたというお話でありまして、あなた個人のお考えとして、全部一網かけてしまつた方が、その法律の目的を達するに早いのではないかと、いうふうな氣もするのですが、その点どうですか。

○参考人(加藤一郎君) その点は網をかけるといつてはあつたのは不適当かも知れませんが、先ほどはかの参考人の方がおっしゃいましたように、網をかけたそのときの価格で買取しろという意味では私はないのでありまして、つまり初めに適用ということをはつきりきめていけば、あとがスムーズにいくだろう、これは現在たとえば問題がこじれてから収用法にかけるもので、それから、そのかけるときに、また摩擦が起つてごたごたする、そうしてそこからまた手続を始めるもので、それから、どうしても事業がおくれがちという結果になるので、初めから適用事業というものをはつきりきめて、そのワクの中で処理していけば、よいというトラブルとか遅延がないだろうという意味で申し上げたのであります。やはり補償の価格は収用のきまつたとき、ここで言いますと緊急採決のときということにしませんが、つまりその前、それまでに金をもらつていないわけですね、また任意交渉に応じないということも、現在の法律の中で許される合法的な処理の仕方でありまして、やはり収用がはつきりきまつたときまで

は、価格は前の価格によるということではできないのじゃないか、こういうふうには思つております。

○田中一君 そうすると結局今までの東京の高速道路の例をみましても、まあシラミつぶしに一人ずつ一人ずつぶしていつていくわけですね、実際にいよいよだめになつた場合にはその部分だけ収用法を適用して収用しようということになるのです。そうなりますと、どうしても今の時価主義と申しますか、緊急採決があつたという場合、その場合の価格というものは、前の価格よりも時間的にズレがあれば、これはむしろ価格の差異はあるわけなんです、従つてその抵抗が強いから、部分的に適用しようという場合には、どうしても価格の差というものは当然起つてくるわけなんです、現に現行法で、現行法を裏として土地の買取をやつていける場合でも、おのおのみな違ひなんです、価格は、どうしても早く承知した方が低いところへ来るのです、これは時間的にもそうなるわけですから、これをどうしようかというふうにするには、いわゆるあなた先ほどおっしゃつていられるような不信感、これが一つ二つと個別爆撃を加えて買取して不信感が増大して行くわけには明らかなんです。そうするとどこまで行つても不信感というものはぬぐい切れなくなつてくると、最後にはがんばつた者が得をするというふうな形にならざるを得ない、今のお話の緊急採決の時期の価格というところになります。私はそれでいいと思ひ、それでいいと思ひますが、それならば全事業区域に對して一網にかけてしまつて、初めから全

部用地費というもので買ひ取つてしまふ、買ひ取つてしまつてから後に仕事をこなしていくということになりますと、今、熊谷参考人が言つておられるように、その仕事をやる方の側でとんでもない損害を受けないで済むということになるのです。そういう方法が現在もこの土地収用法全体に對する、これはこの法律だけでなく、土地収用法に對する考え方としてはどちらが正しいのでしょうか、一網かけてしまつてから、用地を取得してから仕事を始めるという方が、そのかわり事業全部をこの土地収用法にかけるわけですか。いろいろ学者の中で意見のあるということですが、それは先生どうお考えになりますか。

○参考人(加藤一郎君) 今おっしゃつたのはいろいろな問題を含んでおります。ちやうど問題が幾つかになるように思ひますが、まあ私の考えとしましては個別の交渉を、やはり、やらないわけにはいかなないので、もしやるならば少し早目からやつて、全体の時期をなるべくそろえて、その間に外観の不つり合ひがないようにするのだというふうな措置が必要だと思ひますが、しかし実際に取得の時期が違ふというところはある程度やむを得ないのじゃないかと。そうしてそれがつまり合理的な地価の値上りするの範囲内ならば、これもまたやむを得ないというふうに思つていられるわけですね。ただ、その中には、地価の値上りがだけじゃなくて、いわゆる、その区別がむずかしいと思ひます。たとえば評価基準をはつきり作つて、それを容易に動かさない、初めからやは

は、価格は前の価格によるということではできないのじゃないか、こういうふうには思つております。

○田中一君 そうすると結局今までの東京の高速道路の例をみましても、まあシラミつぶしに一人ずつ一人ずつぶしていつていくわけですね、実際にいよいよだめになつた場合にはその部分だけ収用法を適用して収用しようということになるのです。そうなりますと、どうしても今の時価主義と申しますか、緊急採決があつたという場合、その場合の価格というものは、前の価格よりも時間的にズレがあれば、これはむしろ価格の差異はあるわけなんです、従つてその抵抗が強いから、部分的に適用しようという場合には、どうしても価格の差というものは当然起つてくるわけなんです、現に現行法で、現行法を裏として土地の買取をやつていける場合でも、おのおのみな違ひなんです、価格は、どうしても早く承知した方が低いところへ来るのです、これは時間的にもそうなるわけですから、これをどうしようかというふうにするには、いわゆるあなた先ほどおっしゃつていられるような不信感、これが一つ二つと個別爆撃を加えて買取して不信感が増大して行くわけには明らかなんです。そうするとどこまで行つても不信感というものはぬぐい切れなくなつてくると、最後にはがんばつた者が得をするというふうな形にならざるを得ない、今のお話の緊急採決の時期の価格というところになります。私はそれでいいと思ひ、それでいいと思ひますが、それならば全事業区域に對して一網にかけてしまつて、初めから全

は、価格は前の価格によるということではできないのじゃないか、こういうふうには思つております。

○田中一君 そうすると結局今までの東京の高速道路の例をみましても、まあシラミつぶしに一人ずつ一人ずつぶしていつていくわけですね、実際にいよいよだめになつた場合にはその部分だけ収用法を適用して収用しようということになるのです。そうなりますと、どうしても今の時価主義と申しますか、緊急採決があつたという場合、その場合の価格というものは、前の価格よりも時間的にズレがあれば、これはむしろ価格の差異はあるわけなんです、従つてその抵抗が強いから、部分的に適用しようという場合には、どうしても価格の差というものは当然起つてくるわけなんです、現に現行法で、現行法を裏として土地の買取をやつていける場合でも、おのおのみな違ひなんです、価格は、どうしても早く承知した方が低いところへ来るのです、これは時間的にもそうなるわけですから、これをどうしようかというふうにするには、いわゆるあなた先ほどおっしゃつていられるような不信感、これが一つ二つと個別爆撃を加えて買取して不信感が増大して行くわけには明らかなんです。そうするとどこまで行つても不信感というものはぬぐい切れなくなつてくると、最後にはがんばつた者が得をするというふうな形にならざるを得ない、今のお話の緊急採決の時期の価格というところになります。私はそれでいいと思ひ、それでいいと思ひますが、それならば全事業区域に對して一網にかけてしまつて、初めから全

り相当な額を出して交渉するというような方法も必要だと思ふのです。それからまたあの不均衡を改めるためには、取得の時期をなるべくそろえて、また非常な不均衡があった場合には、あとから追加払いをするというようなことを考えておられる方もあるようですが、この点はちょっとなかなか認められるのはむずかしいと思ひますけれども、いろいろな多角的な方法が必要だと思ふので、ただ全部に一時に網をかけて土地収用法でやるというよりは、手続的にも相当大へんなことでありますし、実際には非常にやりにくいものじやないかというふうに思つております。

○田中一君 ことに公共事業、公共性ある私企業は割合に弾力性ある方法をとつておられますけれども、年次計画の予算のうちの用地費というものが確定しているわけですね。そのワケ内でものをやろうという場合には非常に困難が伴うわけです。これはもう用地の買収に携わつておる人たちの問題じやなくて、その事業に対する用地費支出の時期、それから予算上の制約といひますか、がいつも問題になるわけですよ。本年度の当国会の予算委員会でもこれは相当大蔵大臣も言つておるのです。国が直接用地を取得しようという場合の大体の用地の量、それから予算的な規模はわかつてゐるわけなんです。全部ひとまとめにして用地だけとにかつ買つてしまふ、というふうなことになるものかというのを提案してゐるのです。ことに今、先生おっしゃつてゐるように、ごね得なんというのを言つておられますが、これは、先生、国民に対してはそういう言葉は

ありやうがないのです。確かに、自分が買収交渉に応じないという態度は、これは売りたいから応じないのです。それを「ごね得なん」といふ言葉で表現されると、はなはだそれはおもしろくないと思ふのです。これがこの現行土地収用法あるのはこの特別措置法によつて、きまつたものに対して「ごね得」また「ふやす」といふのじやなくて、単なる私契約的な買収交渉で自分の方は百万円の予算しかないから、百万円で売つてくれと言ふのに、こちらはとんでもない、二百万円でなければ売れませんよと言ふのは、これは「ごね得」じやない。これは当然なんです。売りたいのだと言ふのは、それを新聞等で「ごね得」といふ言葉を見ますけれども、これは失敬な話だと思ふのです。何らかの方法でこれを余分に取つてやろうというのじやなくて——そういう人もいゝるかもしれませんが、そういう人がいてもそれは正しいことなんです。売つてくれ、売りますよということなんです。百万円じやなくて二百万円で売りますよというものは、ごね得のじやなくて予想される利益を考へるから言ひわけです。自分の持っている土地なら土地の価格といふのは将来どうなるだろうという予想があるから要求するのであつて、これは山の土地をやたらにどうこういふことは割合に少ないのです。ごね得なんといふのは僕はあり得ないと思ふのです。そういうことは当然、自分の持っている権利を放すわけですから……その点はどうなんです。ごね得の要素があつた場合にはどうだとおしやるのですか。いけないと言ふのですか。

○参考人(加藤一郎君) まあ私はごね得というのがあると思つておりますが、つまり本人の主観的意思はどうか、これはわかりませんけれども、結果的に見て、ごねたために事業者の方の側で非常に急いで、よけい金を払うという場合もあり得ると思ふのです。普通言われるほどはないかも知れませんが、その「ごね得」といふことは、これは取られる方が悪い、というより私は起業者側のやり方に非常に欠陥があつたというふうな思つておられますので、起業者のやり方を、前から申し上げておりますように、いろいろ改める、特にそのためにいろいろ例を聞いてみますと、たとえば道路の買収交渉でも、時価一千万くらゐするところを二千万くらゐから始めるというやうな例を人から聞いたやうなことがあります。だんだんそれが上がつていくというやうな例があるわけですね。ですからやはり初めから適正な評価をするやうな機関——評価委員といふか、評価委員会といふか、そういうやうなものを作つて、そこでさつき網をかけるという話をごさいますましたが、そういう形を網をかけるといひますが、全部そこを通過してこなければいゝる事業はやらないのだというやうなことも、将来考へていく必要があるのじやないか。そういういろいろな面から現在の不適正なやり方を正していくように、運用の面からも制度の面からも今後考へていく必要があるのじやないかというふうな思つております。

○田中一君 この答申案にも書いてありますが、補償基準がないために非常に不安感があるわけですね。私も補償基準を作れ、それも法律で作れということを要求しておるのですが、これは答申案では将来の問題として残してありますけれども、評価鑑定制度、それから補償基準というものを、当然これは並行して持たなければならぬのじやないかと思ふのです。持たない場合には、やはり相当な国民のこの法律に対する不信感、いわゆる行政権に対する不信感が増大するのじやないかと思ふのです。いろいろ政府に資料要求して、一体、今回の指定される特定公共事業の事業者の、現在、内規程度のものでまいりませんか、補償基準を持つておるか調べてみて持つていないところが多いのです。そうすると、そういうものを法律で定めておけばごね得が不可能になる。ごね得というよりも、その基準によつて、自分のふところ勘定ができるわけなんです。何も、幾らで買ふのか、その価格といふものがどういふ要素を持つておるかからぬで買ひ取りにくるから、幾らでも高い、自分の十分の値段を言おうとする場合があるのです。これはまあ、答申書に対する質問でも……あなた、おればかりの意見じやないと言われればそれきりですけれども、なぜ評価鑑定制度なり、あるいは補償基準なりといふものを明定しなかつたか。明定した方がいい。先生、先ほどは、これはまあこの法律案と一緒にしなかつた方がいい。あとからやつてもいいものだけれども……という御発言がありましたけれども、私は一緒にすべきだと思ふ。そこに信頼感が生まれると思ふ。一応の被収用者の腹勘定はおのおの自分で持たれると思ふのです。その点は、どうしてこれはあとに残して——

か、何つておきたいと思ひます。

○参考人(加藤一郎君) 今の、評価基準の問題は、それは一緒にできれば、それにこしたことはないと思ひますが、今まで土地収用法でやつてきた場合にも、評価基準といふものは、その法律の表になつて今までやつてきておりまして、今度の法案は、収用法の特例として、その手続面を改めるといふ点に中心が置かれておるので、評価基準はそのまゝになつておるわけですね。それは私、調査会の代表でも何でもございませぬ、私、個人でございませぬが、調査会ができて動き始めたのは昨年の夏でございまして、ことしの三月までしか設置期間がなかつたわけですね。その間に答申を作つて、何か法律のもとにたいなものを考へなければならぬといふことになりましたので、どうしてもまずこちらをやらなければならぬといふ時間的な制約があつて、それが補償基準のおくれた最大の理由じやないかと思ひます。

それから、補償基準といひまして、やはり数式に表われるやうな確率なもの、確率にまた画一的にきまらうなもの、どうしても作れないと思ふので、やはりある程度の抽象的な表現といふものが、その中に入つてこざるを得ないだらう。また、今度は、かような具体的なものになりますと、営業補償を五年分やれとかいふことになりまして、はたして法律に書くべきものか、それとも法律には大綱を書いて、あとは、ほかのその下のものに、そういうこまかい基準はまかせるやうにするのか、その辺の技術的な問題はあろうかと思ひますが、ともかく、今まで補償基準の統一ということ

用地の取得につきましては、できるだけもう話し合いでいく、取用法にかけるというのは最後の最後だ。これは取用法にかけても、現在の状態でございまして、かえって長くかかるわけでありまして。従いまして、予算は繰り越さなければならぬ。繰り越せば、もう市会で、いつもやかましく言われますし、できるだけ繰り越さぬように、その年度その年度でやっておりますから、私どもは、できるだけ用地は話し合いで進めていく、こういうことでやっております。

従いまして私どもは、五大都市の市

長會議を持っておりますが、今御指摘のようなこと、初めてでございます。聞いたことはございません。

○田中一君 この特定公共事業以外にも、これらの金銭補償以外の物品、現物補償ですね。現物補償してくれという御要望がさつきあったように思いますが、これは非常に私どもいいと思いますが、そこでこの問題で加藤先生は、なぜ特定公共事業だけが現物補償という形をとらうとするお考えになつたか。従つてこの制度が、現行法でも、取用委員が国または公共団体に、それを要求することができるようになつておりますけれども、この答申案あるいは法律案では、そこまでの話し合いは出なかつたものですか。そうしてなぜ特定公共事業だけが現物補償という形、あるいは生活再建の補償をするということになつたのか、ちよつと伺つておきたいと思つたのです。

○参考人(加藤一郎君) これは審議会です。どうということはない、私は審議会の代表ではございませんが、私個人の考えを申し述べさせていただきますが、将来の問題として、やはり現物給付とかあるいは生活再建というものを広く認める方向に私も向かうべきだと思います。

ただ取用につきましても、いろいろな、たとえば場合によつては、一軒だけ取用する場合もございますし、また非常に大量の場合もある。この特定公共事業の場合には、公共性、緊急性が高いといふことのほかに、やはり相当大規模な、広範囲にわたるものに影響を与えられるという問題があると思ひます。そこで、そういう場合には、まとめてと言つたらおかしいかもしれま

せんけれども、やはり広くそういう大勢の人に影響することならば、それだけ手厚い措置を講じておかなければならないという考え方で、特にここに規定が置かれたのではないかと思ひますが、こういう考え方は、土地収用法の方にも、これをどの程度まで持つていくか。問題としても、やはり将来押し及ぼしていくべきではないか。ただ土地収用法の改正は今後さらに検討すべき点もあるかと思ひますが、またこの法律ができれば、この法律との関連で検討すべき点がいろいろやはり出てくるように思ひますけれども、それはさつきの補償基準なんかの問題とあわせて、一応将来の問題についても、これは特定公共事業の特色を作るということでも出てきたものですから、ここだけに現在はあるようでございますが、土地収用法の方にも、若干関連規定がございましてけれども、これも十分ではない。これは将来やはり検討すべき問題ではないかというふうに考えております。

○田上松衛君 お聞きの通り、加藤先生、渡邊先生、非常にお急ぎのようです。ほかの人にも関係することですから、率直に、質問に入る前に申し上げておきますが、加藤先生は、この問題に初めから関係されたお立場であるので、この法を見るときに、これはまずいのだというふうなことは言えないはず。これはもちろんのことです。あとの方の、小山さんあるいは中川さん、熊谷さん、これらの方々及び神戸市長を加えてですが、半分は、これは起業者側の立場に立つ方でございまして、半は、ほとんどべたばめにほめておられる。これはいい悪いは別として、無理

もないことだ、だから別に意見を聞くことも考えておりません。わずかに触れられた補償の適正の問題、すなわち正当にしなければならぬという問題は、半分がその立場に立ち、半分は被取用者に対するところの思いやりからの程度だったと、失礼ですけれども直言いたしたい。これらの方々には質問はよいしたいと思います。渡邊先生の場合は、さすがにこれは民法学者としての立場から、主として私権についての問題にしばられて言われたのでありまして、必ずしもこれはべたばめということじゃなしに、むしろ大きな注目すべき点を打ち出していただいたということなんです。

こういうふうな感じですので、この問題にしまつて、まず、加藤先生にお伺いしておくわけなんです。非常に強調された点で、特定事業適用対象のしほり方ですね、非常に注意したとおっしゃつたわけなんです。ところが、実際にこの案を見てみますと、そのしほり方について、私どもも意見が違ふ点があるわけなんです。

私どもは、しほり方は言うまでもなく、あくまでこれは公共性の高いもの、あるいは緊急度の強いもの、そのほかにもあります。広い範囲という、つけ加えがございまして、ともかく重点は、そこに置いてしほるべきである、こう考えておるのでございしますけれども、どうもこの案を作られることに参画されました先生の立場といたしましての特定公共事業の中で見ますと、一、二、三はお話の通りでしよ、非常にけつこうだ、そうしなければならぬと思ひますけれども、四も一部ですけれども、この四に特に触

れるわけですが、そこで、ここに「都の特別区の存する区域又は人口五十万以上の市の区域における交通の混雑を緩和するため整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める」云々と書いてありますけれども、私は何れも五十万以上の大都市だけが、この中の公共性の高いもの、緊急性の強いものといふことに当てはまるものじゃないはずだ、こう考えるわけなんです。どうしてここに五十万以上と特にされたのか、五十万以上という人口を持つておりますのは、日本では現在九つしかないはずですね、東京都を加えまして六大都市及び札幌、長崎、福岡ですか、それ以外にはないわけでございます。いまして、現在五十万ではないといふにしても、もう少しで五十万に達するものが出てくるわけなんです。明らかにそうです。東京都の人口をどうするかという別な面から考えてみましても、いろいろ今問題になっておりますが、直ちにこれが五、六十万にふえていくところはあるはずなんです。

この法でいきますと、五十万になるまでは措置しないで、それを待つて措置しようとする。裏から言へば、こんなことにしかならぬのでありまして、どうも公共性の高い、緊急性の強いものといふ点から見るしほり方とは、少し離れてしまふのではないかと、こういうふうな工合に考えるわけなんです。

ついでです。それから申し上げますと、その次の五、六、七、さらにはこの八に付随するいろいろな施設、こういうふうなものについては、むしろ多くいわれる営利的な仕事、私企業的仕事といふものが多分に強いのでございまして、公共性の高いものと、私どもは直

ちに肯定することができない、こう考へておるのでございしますが、これに対するお考えが聞きたい。これが一点。まとめて申し上げます。第二点は、被取用者にいたるところの生活再建計画の問題及び現物給付、法で言うならば四十六条及び四十七条ですか、この点渡邊先生もさつき指摘されたように、非常に私ども同感であり敬意を表しておるわけですが、なるほど形の上では、いろいろ四十六条においても現物給付について何か被取用者のためにやつたようにしてあります。四十七条の生活再建措置についてもその通りですけれども、両方ともまあ、努めなければならぬとか、あるいは「予算の範囲内」とか、「事情の許す限り」とか、渡邊先生の言葉をそのまま借りて用ひましても、そういうふうな抜け穴式なことであつて、ここに的確な義務づけといふものがされてない、こういう感じがするのですが、ここに、その点について何かこれを義務づけることについての一つ御配慮が欠けておるのではないかと。これはこの立案に参画されたお立場からお気持ちを聞いておけばいいと思ひます。

第三点には、田中さんさつき指摘しておられた点ですが、もう少しわかりやすく願ひたいのです。加藤先生の方は、ずいぶん補償基準を十分、これを統一、画一する必要は感じておる。事業においては、それはすべきだといふことなんです。その点はよくわかるので、すけれども、その前の問題といたしまして、その基礎をなしております問題といたしまして、土地評価基準といふものが、現在の日本の状態ではないのじゃないかといふことなんです。こうい

うものをお求めになろうと考
ておられるか。この点をもつと明確に
一つお答えいただきたいと思ひます。
以上、三点についてお伺い申し上げ
ます。

○参考人(加藤一郎君) 最初に、私が
立案に参画したということで、この法
案に不利なことは言わないだろうとい
うお話がございましたが、そういうこ
とは決してございせん、私は、こ
れはいいと思つて賛成をしたわけで
ございますが、気に入らない点は、もし
あれば、幾らでも申すつもりでおりま
すから、その点は、御心配のないよう
にお願いしたいと思ひます。

最初の事業の範囲の点でございま
す、今おっしゃいましたように、二つ
問題がございまして、一つは大都市と
いうのは五十万で限つたのは、どうい
うことかということでございます。こ
れは考へ方は、いろいろあり得ると思
いますので、たとえば三十万で切ると
か二十万で切るとかという考へ方もあ
ると思ふのでありまして、これはやは
り、どこかで切らなければならん問題
だと思ふのです。そのほか道路など、
必要な部分は一号の国道、一、二級国
道という中に入ってくるものがありま
すが、それ以外のものは、何か限定を
して適用しなければならぬ。そうし
ますと、五十万がいかに、三十万がい
かにということになります、さしあ
たつて現在特に問題になつてゐるの
は、やはり五十万以上程度の大都市と
いうことではないだろうか、そういう
ふうにご考へておられます、一応五十万
ということに私も賛成をしたわけで
ございます。

それから事業の範囲についての第二

の点は、五号から七号あたりの中に必
ずしも公共的でないものが含まれてい
るのではないかとお話をしたと思
ひますが、この中には、私企業で行な
われるたとえば電気事業のようなもの
も含まれておりますけれども、しかし
やはり電気事業についても一種の公益
事業、公共性を持った事業ということ
は言えるのでありまして、やはりその
七号で入つておられます、これはそ
の中で、きつめて幹線的な部分の送電
線のようなもの、あるいは発電所とい
うようなものでございまして、そう
いう非常に幹線に限定をしておきま
すれば、やはり公共性、緊急性の高いとい
うことになるのではないかと。まあこれ
は大都市ということも若干関連もい
たしますが、そういうふうにご考へて、
私はこれでいいのではないかと一応
思つております。

それから、第二の御質問は四十六条、
四十七条が義務を何も定めていない
という点でございまして、これは、そ
ういふ点で幾分文法的であり、必ずしも
たよりにならないという感じがするの
であります、これだけ入れることで
も、やはりなかなか大へんでございま
して、つまり今までこういうものがあ
まり入つておりませんので、私は徐々
に、こういうものをに入れていつて、だ
んだんそういう方向へ向かう機運を
作つていくほかはないのではないかと。
どうも企業者の方も、あるいは地方公
共団体などでも、こういう問題になる
と、これは実際、なかなかやることは
むずかしい点もございまして、どうし
ても逃げ腰になりがちであります、
なかなかなかうまくまとめることは
むずかしいように思われます。とりあ

えずと云つては、あるいはいけないか
もしれませんが、こういう規定を置い
て、少なくともそういう方向への協力
態勢をとつていくというところから
やつていかなければならない、今のと
ころ、一種の妥協の産物かもしれない
けれども、こういうところで一応、
がまんをしていくほかはないのではな
いかという感じがいたします。

それから第三の土地の評価基準で
ございまして、この土地の評価は、経済
学の問題になるか何になるか、ちよ
つと私の専門外でございまして、的確
なお答えがでないものであります、
ただ、やはり評価基準の中の一つとし
て、土地の評価基準をはつきり考へて
おく必要があるということだけしか私
には申し上げられませんが。

○藤田進君 加藤教授に二点お伺いし
ますが、第一点は、電話が入つてきた
という点に対する御所見。それから
第二の点、評価基準については、今御
答弁で重ねてお伺いすることがむし
ろどうかと思ふのでありますけれども、
やはり長い審議会等で御議論になつて
いるので、他の委員等のいろいろ御主
張がありまして、そういうことも
のを加味してお教へいただきたいので
すが、実際問題として、売手と買手の
関係において、たとえば交通機関の諸
般の施設の場合、あるいは電源開発の
ような場合に、その施設の利用価値と
いったような面からも問題があらうか
と思ひ、たとえば農業をするために
田畑を買いとる場合と、そうでない
場合では、かなり価格にも大きな格差
が出てきてゐるように思ふのです。
また反面今の土地収用法の近傍価格に
よるといふようなばく然たるもので

が、しかし、これは施設前の現場の価
格という場合、あるいはたまたま、か
りに私鉄なり国鉄に例をとると、た
まに駅舎になる、その敷地が取られ
て、その近所には自分の土地はない、
たまたま駅舎の敷地に取られない人
が、ちよつと駅の正面に相当な広大な
土地を持つことになるといったような
こともありましよう。それから国鉄な
り施設自体としては、道中の土地は、
なるべく切り盛りを道路工事としてし
ないようなところが一番いいでしょう
けれども、必ずしもその施工の経費い
かんによつて、土地の評価がきまつて
こないですね。実際問題として、電
源における上流のところに水深が一メ
ターぐらいのところの土地は利用価値
からいへば安い、堰堤付近ならば水深
も百五十メートルもあるのだから、か
なり貯水容量があるし、これは利用価
値があるというふうなことも出てくる
でしょう。売手の方と買手の方の関
係、なかなか基準というものがむずか
しいけれども、何らかのものがなく
と、私も当委員会ではなくて、予算
委員会、商工委員会でもかなりごつ
たところを数々見て参りましたが、確
かに言われていたように、国鉄は幣の
ように買ひますが、国鉄はすいぶん高
く買つてくれた。だから今度はあれ以
上だと、地価も上がつてゐるというよ
うなことになり、他面また、同じ事業
で同じ年度であっても、早いおそい、
まあすなわち了解した方が、ばかを見
たというふうなことも実際にあるん
です。

そういうふうな中で、評価基準を考
へる場合に、その評価基準要綱とい
つたものを、どんなものが一応考へられ

るべきものであらうと、こう思ふんです。
これに関連して——これは第二の質問
ですが、関連して、私も実は実際評価
する場合に、かりに耕地であれば、取
られて残地では農業経営ができない
と、たまたま家は、かりに電源の場合、
水没しないのだし、残るけれども、農
業ができないという実情に氣の毒な人も
ある。反面またそうでなく、ごくわず
かに土地はかかる、ないしかららない
けれども、家屋だけがつかつてくる、こ
ういふ、また補償目当てといひますか、
これは、工事が始まる、また補償の話
もそろそろやつてくるだろうという時
期には、全国的とも申しませんが、わ
ざわざかりに坪五百円か何で荒い板
くずを買つてきて、宅地面積やそれか
ら建坪面積をふやして、そうして、坪
千円なり五百円でも補償のときには二
万円ぐらゐらえるそうだが、極端なの
は、分家という名目ですが、同一人だ
と思ふんです。私は現地を見てきま
したが、ね、十二戸ばかりバラックで、
ちよつと水没する堰堤のすぐ上流に
らり建てまして、ときどき来て煙を出
す。これ一戸十万円くれという調子で
すね。それから同じ個所で見えたの
ですが、堰堤のちよつと地点で横穴を
掘つてゐる、二人ぐらゐ。あれは何か
という、鉱業権の設定をしてゐるん
だ。これに一條の補償を出せという
ような、これはもう、どう見ても補償
目当てだけとか思ふれないものがある。
しかし実際問題として民法上これ
を処理するということになると、なか
な期間もかかるでしょうし、従つ
て、これらの補償等について、現行法
上あるいは立法上、何かいいものはな
いのだろうか。この特別措置法を待

つまでもなく、そういう者に対する補償という問題は、どうすべきであるか。お説のように特別措置法も、最後の一案として、これをもって執行なさるということであるとすれば、今申し上げたような問題は依然として残るということになりませんか。思うんです。時間がないので、それらの点について一つ御所見を承りたい。

○参考人(加藤一郎君) 第一に電話が追加された点でございますが、これは調査会で考えましたときには、電話は、その規模も大きくないし、普通の取用法でも取れるだろうと思つて入れなかつたわけでありまして、まあ私としては入れる必要がなかつたのではないかと今も考へておりますが、入れるという意見としては、やはり大都市に關するいろいろな事業の中には、電話ということもぜひ必要だという御意見もあつたのだと思ひますので、そういう意見も考へられるわけですが、私個人としては入れなくてよかつたのではないかと思つております。

それから第二の評価基準の点でございますが、これはどうも、さつき申しましたように専門でないのをごさいますけれども、その評価基準の中の第一の周囲の土地を持つていた者が値上がつりして得をしているのに、取られた方はそのまゝになっているという点の不つり合ひなんです。これはどうも、ある程度やむを得ないことではないだらうか。むしろ取られた方が損をしているわけではなくて、取られた方は時価通りで充つていて、回りの方が得をしている、相対的に損をしたという形になるわけでありまして、これは偶然の事情で、そこが収用にかかつたとい

うこと、それから、ほかがかからなくて非常に発展したということ、これはある程度やむを得ない。まあ制度としては、それによつて利益を得た者から負担金を取るというより、制度があるにせよ、これは実際にはなかなか取りにくいので、そのまゝになつておりますが、もし負担の均衡をはかるとすれば、何か負担金というより、形を、もう少し合理化をして取りやすくするということにでもするより、ほかないんじゃないかと考へております。

それから第二の補償基準——補償目当ての、いろいろな家などを建ててゐる例が、私もよく見るわけですが、この点は先ほどちよつと触れました、最初に網をかけるという問題と関連するもので、現在は土地細目の公告をしたあと、現状変更の禁止ということがあるわけでありまして、土地細目の公告までいくには、最後の段階にどうしてものなつてしまふので、その前に建てたものは結局補償をむしり取るというより、な形に、どうしてもなつてくるんで、この点は将来の問題として、やはり何らか考へる必要があるんじゃないだらうかと思つております。

○米田正文君 私、一点だけお聞きしたいんですけれども、今度調査会から答申の建議が出ましたが、その中で、土地収用委員会の問題がありますね、委員会の強化をしつてという趣旨、これは、今度の特別措置法が公布されますと、緊急裁決というより、強化しなければならぬという趣旨をお書きになつていらっしゃると思ひますが、それでこの内容は、収用委員会に専任事務局を置いて、経費を国がここに一部負担し

ろというようにすることが書いてあります。いずれにしても、経費をこしの予算でつけてないんですけれども、實際問題としては、各都道府県で収用委員会の事務局の機能を、増強強化をやるだらうと思ひ、やらざるを得ないと思ひますが、行政措置を建設省はやつておそろく強化すると思ひますが、私が聞きたいのは、そういう現行の制度の収用委員会、七人委員会があるにせよ、その委員会の性格論が議論をされなかつたかどうか、されたらどういう趣旨で性格論が議論されたらうかというところをお聞きしたい。

○参考人(加藤一郎君) その性格論については、根本的な議論はしてありません。これは特別措置ばかりの問題ではなくて、土地収用法一般の問題でありますので、将来また検討する必要があるかもしれない。現在のところは、今まで通りという考へで、ただ事務局を強化するというより、な考へ方でございます。

○田中一君 この答申のうち、この7です。ちよつと読んでみますと、「現地調査を妨げた場合の裁決」「裁決申請書に添付された土地調査又は物件調査が4により作成されたものであるため、収用委員会が現地調査をする場合において、土地所有者又は関係人がこれを拒み、又は妨げたときはその土地所有者又は関係人は、その土地調査又は物件調査に基づいて行なわれた裁決によつて受ける不利益については、争うことができないものとする」と。これは旧法では、どうなつていて、この問題は、どういう工合に解釈しているんですか。

中には置きましたが、法制化の段階で落ちまして、この立法がやり方が非常にむづかしくて、いろいろ疑義が出て参りました。やはり国民の権利の上から望ましくないんじゃないかという意見もございましたので、この形では落ちております。

○田中一君 そこで、本法の第十五条ですが、「他の方法により知ることができない」と。これはどういふことを想定されたのか、調査会ではどうでしたか、どういふことを想定されておつたんでしょうか。

○参考人(加藤一郎君) これは、その答申案の中にあるものが、若干形を変えて入つてきているわけでございますが、これは私は、答申案のところまでしか関係していません。あとのことはよく存じませんが、かなり答申案よりは緩和されているということでありまして。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御質疑はございませんか。それでは加藤、渡邊両先生まことにありがとうございます。○田中一君 熊谷さん、電気事業連合会の中川さん、お二人に何うのですか、契約約款というものは、どういふことになつておるのですか。先ほど熊谷参考人から言われたところの用地の取得が困難なときに、その損害というものは、だれが持つようになつていますか、契約ではそれは不可抗力ですか。あるいは起業者側の方で、不十分なことだといふ認定をするわけですか。それとも、当然これは施行者が持つんだということになつておりますか、契約の上では。

しれません。大体現在の請負契約におきましては、重大な受注者の責めに帰すべからざると思ひます。そういう重大な点については、発注者において考慮してやるというより、意味の条項が、いろいろ場合によつて形は違ひますが、ございまして。ですが、そういう用地の問題の遅延といった場合には、非常に大きな場合と個々の小さい場合と、いろいろございまして。一がい、それに当てはめるといふことはできないことはお考へになる通りだと思ひます。

そうすると、多くの場合やはり売手と買手といったような関係でございますから、まあ必ずしも買手のことを強く主張するといふより、なことが、現在の状態におきましては、全体的に考へて、不利といひます。そういう事実態が多いわけでございます。これはあまりいい言葉ではありませんが、まあ泣き寝入りといふことは、その個々の事態に關する限りは多い。泣き寝入りという言葉は適当じゃございせんが、やはりそれぐらいのことなから、一応がまんしよう、がまんしなければならぬといふたような場合が非常に多いといふことを先ほど申し上げたつもりであります。

○田中一君 中川さん、どうですか、そんな問題は、契約の相手方の泣き寝入りでもって、ものが処理されるべき問題でないと思ひますがね。そういう点は何か連合会として、事務局として重大な問題だと思ひます。これは今までたくさん私は例を知つておりますがね。そういう場合には、それでいいんだと、そんなことを言つて、ぐずぐず言ひなら今度は指名しない

ぞ、こういうことなんですか。

○参考人(中川哲郎君) 今の電気施設関係の用地関係に伴いまして、この補償の措置は——用地の取得の措置は電気事業者がやるわけでありまして、その結果、諸君に付した、たとえば発電工事、あるいは道路工事等が遅延した場合の損害補償というお話があったわけでありまして、遅延いたしました場合の損害というものは、起業者であります電気事業者が一番多いわけでありまして、諸君がこれに伴って工事額の計算その他について影響を受ける、これは不可抗力、いわば起業者側の、用地取得側の理由によるのでありますから、その点の結果は、原則的に諸君会社に帰属しないというのが本筋だと思っております。

ただ問題は、非常に遅延の度合いが大きくて、請負工事額の計算その他にきわめて大きい影響を与えたという問題だと思っております。そういう場合は、ある程度はのんでいただくのが実例だと思っておりますが、問題は、その額の内容いかんという点になりますから、勢い起業者と請負業者との間の話し合いによつて問題を解決されていると思っております。非常に大きな負担を、無理やりにお願しているというふうには、私今考えませんけれども、もしそういうふうな場合がございましたら、またあらためまして電気事業連合会としても、この問題を取り上げまして検討いたすつもりであります。

○田中一君 中川さんとそれから小山さん、用地補償の基準ですね、そんなものをお持ちならば、いただけたら幸いですと思いますが、どうでしょう。

○参考人(小山久保君) 基準というものは別段——まあ常識になっているのです。各社皆持っているかと思うのです。ただ、持っていないけれども実際は行なっている。規定にしていなくても、担当者のまあエキスパートがおりますから。大体土地などについては課税機関の評価額がありますので、その大体十倍から十五倍というものが常識になっております。ですから、税金の対象額でありますね、その十倍くらいが普通の時価であります。それから十五倍くらいで、どうしても売るといふところは、話し合いにいたしております。

ところが、そのほかに、いろいろ補償はありますけれども、建物は、大体見ればわかりますから、五万円の建物とか十万円の建物とかいうことがわかりますから、それに多少、二割くらいかけて話をしているような形でありまして、それからその他補償は、いろいろ大体同じような形でいっていると思っております。あまり甲乙はないと思うのです。高速度交通営団さんが一番詳しくやっているように思われますが、大体大同小異です、見ておられます。

○田中一君 電気の方も私鉄の方も、何ですか、今までは割合スムーズに用地の問題は解決されたということですか。

○参考人(小山久保君) 解決しております。

○田中一君 それじゃこのお二方の方は、適用から除外した方が幸いだと思いますが、その点はどうか。

○参考人(中川哲郎君) まだ私は申し上げなかつたのでありますが、電源開発関係につきましては、補償の具体的な算定——何を基準にすべきか、これは数年前から大問題でございまして、いろいろ水没補償につきまして問題があれこれ多いわけでありまして、従いまして、電源開発促進法というものが政府で作られたことと前後いたしまして、補償の基準を作る必要があるというので、先ほどもお話が出ましたように、水没補償要綱というものを閣議了解できめられているのであります。一応できてはいるわけでございます。ただこれについては、その後いろいろ事情も変わって参つてきておりますし、電気事業者としても、もう少し深いものを研究する必要があるというところを感じておたのですが、現在通産省におきまして補償問題研究会という組織を作っておられまして、そこで検討されているわけでありまして、従つて、漸次整備した基準を作つて参るといふことになっていっていると思つております。

また、現在補償問題が、きわめて容易に問題がなかつていっているのかというお話でございまして、決してさういふなまやさしい問題じゃないというところは、先ほどお説明申し上げたわけでありまして、補償基準を明確にしたというところは、これは補償を公正にする意味からも、われわれとしても切望するところでございます。また非常に高い不当な額をふつかけられる場合もございますし、何が妥当かという基準を作ることが、この法案に基づいて新しくできます審議会の仕事として、ぜひお取り上げいただきたいと思つて、うわけでございます。

○参考人(小山久保君) 今、何か非常にうまいといっているようなお話なんですけれども、実はこれが一番問題なん

であります。(田中一君「うまい」といふと、言つたじゃないですかと述べて) いやそれは、私の方で提示しているものがそのくらいであつて、ただ、ひつかつた人は、私たちは犠牲者だといふことを言つて、それのまず五倍から十倍を要求しているのが実情であります。だから、私鉄としては、補償というところは、非常に困難な形になっております。今まではよかつたんですけれども、大きな都市ですと、どうしてもむずかしい。最近千葉なども起つております。この五十万以上ないじやないかというよりな県当局の話もありまして、この法律が通つたらすぐ續いて、五十万以上を直してもうといふことを陳情するような用意があるやうでございますから、これは、おとといですか、きのうですか、私、県の部長さんに会つたら、言つていました。とにかく、このまま通つてから、續いてやつてもらふ。まだ何にもできないうちに、それを動かされると、元も子もなくなつちゃうといかないからと言いました。(これまた直す余裕がありませんよ)と呼ぶ者あり。主要都市としても、もらいたいという意見がありましたから、つけ加えておきたいと思つてます。

○田中一君 じゃ、なんです、両団体ともに、補償基準というものはないけれども、これから作るというのですか。今まで、なくても円満に買取されたといふようなことが事実だと思つてます。逆に今度は、土地収用法を適用して収用した個所は、どのくらいありますか、今までに、過去十カ年間に。

○参考人(小山久保君) 私の方は、今二カ所です。

○田中一君 十年間で二カ所ですか。

○参考人(小山久保君) 二カ所です。

○参考人(中川哲郎君) 補償基準につきましては、先ほど申し上げましたように、現に、政令で、あるわけでございます。さらにそれをいろいろ改定を政府側で考えておられるわけですが、これは、建設当局を通じてこの委員会に、補償基準を出したいだくものといふふうに、今承しております。それから、土地収用法適用の件数はどうかといふお尋ねでございますが、土地収用法に基づいて事業認定をしていただいた件数は、百十件だと思つてます。なお、収用法に基づく判決でございますが、これは、九電力会社では九件でございます。

○田中一君 それ、委員長から——私から言つちやなんです、私鉄の方の二件と、それから電力の方の、電気事業の方の九件の、判決になった裁決書ですね。それと、それから、その経緯ですね。それを一つ資料として、もしできるならば、当委員会に提出していただきたいと思います。委員に聞いてみて下さい、委員長の方から。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 資料、作れますか。

○参考人(中川哲郎君) 概要でございますが、まとめまして、お出しできると思いますが、裁決書の写しを全部そろえるわけでございます。内容を摘録させていただきます……。

○田中一君 向こうの要求がありますね。それから委員会の、どういふ形の委員会が持たれたか。どこでやつたか、裁決が出されたか。

○参考人(小山久保君) 二件と言ったのは、私の方の会社だけでございまして。ですから、私鉄全部ですと、相当な件数になると思ひます。これを全部調べるということは、相当の時日がかかると思ひます。

○田中一君 ゆっくりでもかまわないですよ。どうですか。二件でもいいです。

○参考人(小山久保君) 私の方は二件です。二件は、それはすぐ……。

○田中一君 どこですか。

○委員長(稲浦鹿藏君) 京成電鉄。○田中一君 そこで、熊谷さん、そうした先ほどあなたが指摘したような慣行があるということは、これはなんですか、そのために、契約設計変更、あるいは期間の延長とかということが、恩恵的に向こうからたらされるものですか。折衝した上で妥結するのですか。今までどうなんですか。それは、そういう場合には、あなたの方で要求する満足なものをくれるのですか。むしろあなたの方で手待ちした場合に、何千人かの労働者が、そこで飯を食っているでせう。それらのものは、全部起業者の方で見られるということ、が今までの慣行なんですか。

○参考人(熊谷太三郎君) それは、いろいろな場合がございまして、電源開発の工事だけの場合でございまして、も、会社によって進捗場合も異なりますし、それから手持ちの程度でございまして、それからあるいはまたおくれた期間の長短の問題もありますし、それから、おくれたという割合に、その工期に影響が少なくないといった場合もありまして、一言にして申し上げれば千差万別ですから、今こうだということを、はつきり一言で申し上げるということはできなと思ひます。

ただ、全体的に見まして、どうしてもやはりそういうことがあれば不利だと、たとえば多くの場合、十月月おくれたから、十月月の延伸を認めていただくということは無理だろうと、いろいろな理由、いろいろな理屈の上から、できるだけそれが短縮させられるといった場合が多い。しかし、それは理屈で言われるわけですから、さつき申しましたように、やはり売り手と買い手の理屈では、これはもう勝負だけでありません。どんな場合も、あらゆる場合が、そこでございまして、売り手の方には、どうしても不利になってくる、売り手の方には、といったような、きわめて概括的な状態を、今申し上げているわけですから、そのように一つ、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御発言ございせんか。

○藤田進君 原口さんにお伺ひいたしたいのですが、この特別措置法が成立し、施行になりますれば、どういう作用になるだろうかという点が、私どもとしては心配でもある点であります。それはお説の、過去御在任中に、五カ年で二件でしたか、何か土地収用法自体もあまりかけないで、自主交渉で解決してきたと。その理由は、収用法適用にするよりも、むしろその方が早いということのようでありました。

しかし今度の特別措置法でいっても、やはりかなりな時間はかかるかと——私は、短縮はされておりますけれども、思ひの連鎖反応として、要するに、用地が買収ないし補償がやりやすくなると

いうことは、まあ言えるのではないだろうか。そのやりやすくなるのでは、具体的に内容というものが安く買えるようになる。それから時間的にも短縮をされるということになるかと思ひます。しかし、繰り越し措置をすれば、それぞれ地方行政自治体としては、議会の承認等、なかなかめんどろだということでもありましたが、しかし、当該年度内に、この特別措置法で、はたして解決するかどうかは、これもまた疑問のうちに思ひます。いろいろお述べになりましたが、結論的に、この特別措置法が、旧法に一部は代替して施行になった場合に、もつと率直な点としては、地方自治体とされては、どういふふうに、どの点が、ほんとうに魅力があるのかどうか、これが第一点でございまして。

それから、第二点は、田中委員からも指摘されて、お答えの方は、少し質疑の内容よりは違つたように、私は聞き違ひか、思つたんですが、地方自治体自身が持つてゐる諸権利ですね、これに対する補償とか許可とかといったようなことは、とても、最近目に余るものがあるように思ひ、神戸市じゃありません。私は不勉強で、原口さん市長のもとで、そういうことはあり得ないと思ひのであります。たとえば、電源開発の現地を見に行きましても、りっぱなものができるとは、これはいいことで、全国それにそろえたらよからう。けれども、かなり富裕自治体でもやっていないような堰堤下流に村役場ができて、環境と全く不つり合ひのようなものができてきたり、あるいは学校が建て変わつてきたり、これも

けつこうなことですが程度に思ひます。これが地方自治体において、私も現在ぶつかつてゐる問題であります。何々企業を誘致するということになれば、その設備投資資金、半分は地方自治体が心配して負担してくれとか、そんなことを引き受けながらやる、ところが、公共企業等が自治体に協力をお願いにいった場合の状態を見ると、いわゆる公共補償に大へんな手をやいてゐる。われわれが見て、同じような国民の側から見ればそれでよいが、利益配分の原則というところがよくいわれますが、そういう面から見ますと、たとえば神戸市にはないでしうが、兵庫縣には若干あるかと思ひますが、たとえば三メートルぐらゐ、地図の上だけ載つてゐるような県道があるのに、たまたま電源開発すると、これに六メートルの道路を相当長区間にわたつて六キロなり十キロというものをつけさせ、それがために、今の開発自体をとりやめようかと……これはまた、国鉄路線が既設路線があれば、これまた膨大なことをいつてくるといふような状態が、相当出てきておると思ひます。それやらなきゃ、水利権を認可をしないとか、するとか、いろんな人たちが中に入つたりといふのも、少しこれは問題があらうかと思ひます。これはまあこの特別措置法で、はたしてそのようなものが入るから入らないかも疑問がありますけれども、当該神戸市長の傘下には、管轄下にはないとしても、事実あるとすれば、私はもう少し妥協な線で解決されるべきじゃないだらうか、個人間でも、まあ

頼んで嫁さんもらうときと、押し付けてくる嫁さんでは、結納の額も違ふかもしれないけれども、まあそこは適当なところがあるだらうと思ひます。ね。この二点につきまして、一つお伺ひしたい。

○参考人(原口忠次郎君) ただいまの御指摘の点につきまして、第一点の率直に申しますと、この特別措置法の魅力という御質問だと存じますが、やはり公共用地を取得いたしますときに、これは要な言葉でございまして、私も、私どもが公共用事業用地を取得すると、それは最後には土地収用法にいくのだというところは、土地収用法があるから、最後にはこれができるのだという一つのよりどころでございまして。それが今度特別措置法ができて、さらに収用法でいけば非常に期間がかかるけれども、この特別措置法でいけば、さらに短くて早く持つていけると、こういうことになると思ひます。従ひまして、そういう点において早く土地が取得できると、こういうことが一つ魅力な点になると思ひます。

しかし私が先ほど申し上げましたように、こういう法律があつたから、必ずこの法律を適用するんじやなくて、お互いに話し合ひまして、そしていくことが一番望ましいことだと私は考えております。従ひまして、私の過去におきましては、神戸市内では一件収用法にかけたのがございまして。できるだけ収用法というより、なにかにかへますと、いろいろな手続、ことに公共団体で、そういうことをやりますと、いろいろな手続が要るわけです。そういう手続

頼んで嫁さんもらうときと、押し付けてくる嫁さんでは、結納の額も違ふかもしれないけれども、まあそこは適当なところがあるだらうと思ひます。ね。この二点につきまして、一つお伺ひしたい。

は、非常に繁雑でございますし、できるだけ避けたい、こういうことで考えておりましたが、しかしやはり今までの土地収用法だけでは困るから、いろいろな点が除かれていきますと、早く土地が得られる、こういう点において、私はさつき申し上げましたいろいろな点がございまして、結局は、究極においては早くやられると、こういうことだと思えます。非常に漠然とした答弁で恐縮でございますけれども、私はそういうふうに考えております。

それから第二点の公共団体がかえって土地の取得に反対な行動をとっておるさういふ点ではないか、こういう御指摘でございますが、いろいろ御指摘の内容を伺いますと、私は、あるいはそういうようなことがあるかなあという感じもいたします。それは、たとえ今まで県道で、県が管理しておりました山の中の県道が狭くてよかつたのが、今度電源開発で大きな自動車を通りますから、施行者が道路を、運搬しなきゃならぬ、そうすると県道だから、ほんとうは県がやればよいわけなんですけれども、その目的は、やはり施行者がダムやその他を作るためにいろいろな材料を運搬するから、自分でやつぱりそれを幾らかお作りになるのじゃないか、そういうことだろうと存じます。しかし、それは県が強要するということではなくて、やはり企業者と話し合ひまして、県も地方公共団体も、予算ですべてやっておりますことでございますので、急にその予算がないと、そういう場合には、仕事を急ぐ場合には、やはり企業

者の方で、自分で道路を修理してやられると、しかしそれがあとで、県が強要したようなことをいわれたり何かするやうな場合があるので、こういうふうな感じでございます。私は、そういうふうな経験がございせんから、そういうふうな感じ……

それから一つの例として、ダムを作った上の町村で、役場がりっぱになつたというやうなことでございまして、けれども、これは私は、やはり何といひますか、非常に補償が多いために、その村民が裕福になつたと、従つて、その辺ははつきり私ばかりでせんけれども、村役場の収入が多くなつたと、そして裕福になつたというやうなことであつて、そういうふうにするために、裕福な庁舎をたてば作るとか何かやるために、反対したとか何とかというやうなことは当然ないことじゃないかというふうに考えられます。国並びに公共団体が、かえつてその用地の取得に反対している——ほんとうに私は、初めてきょう伺ひしました。そういうふうな例は、私今日まで聞いたことはございせん。

ただ、さつき申し上げましたやうに、いろいろ指定地がございまして、たとえば山林なんか、国立公園の中のとこで、道路一本つけるにも非常にやかましい手続が要ります。これはやはり国有林で国立公園でございまして、そこへ道路を作るのでも、なかなか許可が要る。従ひまして、そういうやうな点がいわれているのじゃないかと存じます。市が持つております土地の売却なんかの評価は、もうこれは、国有土地は大蔵省、それから私どもの方で持つております土地は、公共用地には、

どんな提供いたしておりますから、決して、いろいろな場合に反対するやうなことはいたしておりません。むしろ私は、たとえば住宅公園、あるいはいろいろな施設を神戸市内で作つてもらうことが、神戸市の繁栄である、そういうふうなことでございまして、私も、私も持つておりますたといは私有地の山とか、そういうものは、ほとんど協力いたしまして、そして道路公園の敷地を造成する、そういうふうなことをやつておりました、全く御指摘の点と、私もは反対でござい

まします。従ひまして、私は以上のように感じておりますが、なお私の知らない点がございまして、今後よく調査してみたいと思ひます。

○藤田進君 いや、原口さんのところには、私もなかりうと思ひます。だから申し上げると、悪知恵を授けるやうでいけませんからあまり申し上げません、たまたま工事用道路として作るのだから、あとをよこせというのではなくて、堰堤などの場合は、左岸、右岸に県道がある。工事は左岸の方だが、右岸の方もついでにやつてくれ、それでないと、なかなか認可しないぞという実例がある。それから村民なり、その当該町村の所得がふえたから、自然徴税も裕福になつたというのではなくて、電源開発の場合などは、それが条件で学校を建てかえるのだ、役場をどうするのだ、それが条件でやつてゐる。ひどいのになると、あとから組の方が工事に入つたら、今度は、組の方がこれをやつてくれ——これは神戸でありますから——そういうことを例にして御要求にならないと

いうことでもあるやうでありますから、一、二申し上げたわけで、かなり目に余るものが実はあるので、何も私有地、国有地について、その価格をつり上げたといふものでなくて、いわば便乗している、こういう点は、あるやうに思われます。それは電気会社なり、私鉄なり、国鉄等の間だけでとどまれば、何をかいわんやであります、結局はやはり消費者、利用者が負担していることになるのです。その点は、私は非常に問題があるやうなところを、今日の有力な市長をされておるから相当知つておられようし、所感もあることと思つて、実はお伺ひをいたしました次第であります。

○田中一君 最後に、私は原口さんに伺ひたいと思つたのですが、本法の第九条です。(特定公共事業認定申請書の縦覧)これ、あなたの今まで持つておつたところのものが、都道府県知事が、市町村長にかわつて手続を行なうことができるようになるわけなんです。

これは砂川事件を契機として、おそらく政府としても非常に苦慮した結果、こういう方法をとつたものと思ひますけれども、少くともこれはたとえ昭和二十二年に地方自治法が制定されたときに、いろいろ論議された問題であります。従つて、こうした措置が中央集権的なにおひが濃くなつてくるという点でございまして。地方自治の立法の精神にもとるか、もとらないかという問題は別としても、地方自治権といふものが後退しているといふことは、いふまでもないと思ひます。その当該地域の利害得失あるいは価値、あらゆる面

は、当該地区の市町村長が一番熟知しておるわけなんです。従つて利害は、市町村長は、自分の行政区内におけるところの国民と市民と、一番切つても切れない関係にあるべきは、都道府県知事、当然あなたのが、都道府県知事が、当然あなたの権利と義務といふものを代行するといふことは、少くとも市長であるところの原口さんとしては、これに対して賛成であるとは言えるものではなからうと思ひます。ただ他の条文等が、あなた自身が市長として公共事業を行なう場合便利であるといふやうなことに幻惑されて、この地方自治の本旨という点だけはせめて、あなたはわれわれが支持しておつたところの原口さんです。これは反対であるといふやうな意思表示がなされるべきだと思ひますが、先ほどずつと早口でお説きになったものの中にはなかつたやうに思ひます。

これは最後に、あなたに伺ひたいと思つたのですが、どうお考えになりますか。

○参考人(原口忠次郎君) 概念的に申し上げまして、市町村長の権限を知事に委譲するとか、それから国に取られる、こういうやうなことは、ちつとも賛成はいたしておりません。しかし、この条文を見ますと、やはり二週間を経過して、なお準用をしないとか、そういうやうな過程がございまして、そういうやうなことをやらぬという点に、私は何か国民の利益に反するやうなことになるのじゃないか。それだから、県がそういうことを代行する。こういう規定だらうと考へております。

従つて、私は市町村長の権限を委譲するといふだけでなくて、二週間を経過してもやらないといふような条件がついておきますので、別に御指摘のようには考へておらないのであります。それでそれが、こういうふうなことでやはり公共性の非常に強い土地の獲得ができて、起業者も、社会的に公共に寄与する。こういうことになれば、私はいいんじゃないか。こういうふうに考えます。

○田中一君 市長さんは、市民の信頼のもとに市長になつていらつしやるものと思ふんです。市民の大部分がそれらの裁決等に対して反対の場合には、市長さんは、やはり大部分というか、過半数ですね、過半数で当選しますから、その場合には、やはりあなたが二週間の期間市民に対して、これで納得せよといふような意味の説得をして行なうといふことになるのか。私は一週間でも二週間でも、そんなことは時間の問題じゃないと思ふんです。少なくとも地方自治法があり、この二十二年の地方自治法の制定のときには、政府委員は、はっきりとその地方自治体の本旨といふものを非常に民主的に報告されておつた。これはまあ日本人の創意で作つたものではないが、占領軍が作つたものだといふことが言えるかも知れませんが、少なくとも今日の地方自治体の自主性といふものは、このときできたわけですよ。それが少なくともこの法律によつて、権限が後退する、自主性が後退するといふことは否定できないんです。これはね、確かに砂川事件以来、砂川事件に業をよましてところの政府が、こうしてこういう条文を織り込んだものなんです。ま

あせめても——砂川事件というのは、御承知のように憲法違反であるという伊達判決もございまして。この法律が、アメリカ駐留軍の事業にまで及ばないことに、せめてものこの法律を作つた担当者の良心的な点があると思ふんです。アメリカ駐留軍のあつた砂川事件、いわゆる憲法違反であるといふ疑いのあるような飛行場の拡張、あるいは射撃場の設定等の問題については、これは国民的な立場でもって反対した場合、原口さんならば率先して、おそらく砂川の村長と同じように、そういう場合には、あなたはほんとうに衆の旗を掲げて反対するのだらうと思ふんです。今度の場合には、そういうものは入つておりません。駐留軍関係のものには、一つもこれは触れておられない。あえてあの砂川事件以来、それらを想定して、そういう条文を入れるといふようなことは、私はどこまでも、これは自治法違反とまで言えないまでも、地方自治の後退であるといふことを言わなきゃならぬと思ふんです。期限の問題じゃない。原口市長さんは、一つこの点は率直に、何も弁明することは必要ございません。この点は、反対なら反対であるといふことをおっしゃつていただきたい。そういうことは、現行地方自治法にのつとつて、あなたはその行政をやつていらつしやる、市長として。その点だけは、一つ明確に御意見を述べていただきたい、そうしていただきたいと思ふんですが、どうでしょうか。

これ、市長にもおいで願つたといふようなわけでありまして、その点は、まあ五大市長との話し合いの代表として見えたといふことであらば、それは話し合いをしておらぬから、おれだけの意見は言えぬといふことももしないけれども、せめて原口さん御自身だけの御見解として、この点だけは、率直に述べていただきたいと思ふのです。これでいいといふことは、おそらくおっしゃるまいと思ふのです。どうでしょうか、もう一べん、よく法文をお読み下さつて、随分の諸君によく聞かれて答弁して下さい。

それで、市長にもおいで願つたといふようなわけでありまして、その点は、まあ五大市長との話し合いの代表として見えたといふことであらば、それは話し合いをしておらぬから、おれだけの意見は言えぬといふことももしないけれども、せめて原口さん御自身だけの御見解として、この点だけは、率直に述べていただきたいと思ふのです。これでいいといふことは、おそらくおっしゃるまいと思ふのです。どうでしょうか、もう一べん、よく法文をお読み下さつて、随分の諸君によく聞かれて答弁して下さい。

それから今、原口さんに質問していただきますが、熊谷さんにも、熊谷さんは福井市長を何期もお勤めになつた方ですから、熊谷さんに、この点一つ、どういふ御意見が伺つておきます。

○参考人(熊谷太三郎君) 市長をやめましてから、だいぶ長くなりますので、こういう問題につきましては、私としてはもう何とも御意見を申し上げるような点もございません。

○参考人(原口忠次郎君) ただいまの御指摘の点でございますが、これは手続の簡素化であつて、こういうことが言われております。市長、村長が事業認定裁決申請書の縦覧を拒否した場合は、知事が代行できるようになつてい

○田中一君 私自治権の侵害とまで

は言わない。しかしながら少くとも地方自治の、この立法の精神からは後退であらうといふことを申し上げているのですが、まあこれ以上、私の氣に入る御答弁を強要はいたしません。ありがとうございます。

○田上松衛君 原口さんに、一点だけただしておきたい点があるのです。もし、あなたの口述を私が聞き間違ひであつたとするならば、私の質問は取り消してしまふのですが、私のお聞きした点は、法の適用範囲ですが、もつと対象を拡大したらどうだといふふうに聞かされたのですが、その中で言われたのは借地権、借家権あるいは土地地区画整理事業施行による保有地まで、これを当てはめるように希望すると、こう言われた。そして最後に、これは五大市のおおのの協議し合つた事項である、繰り返して言われたと承つたのですが、それは違つてゐるのですか、どうですか。あなたは、そうおっしゃつたように聞いたのですか。

○参考人(原口忠次郎君) 御指摘になつた通りでございます。

○田上松衛君 そうすると、借地権、借家権の問題は非常に複雑ですから、これは別に意図があらうかと思ひますからいいですけども、あとの土地地区画整理事業によるところの保有地、これは大きな問題ですよ。これについて、今のような意見を言われておつたら大へんですから、これこそ、一番重大な、自治権侵害のおそれを感じる一番大きな点になる。しかも、これが一個の、原口市長さん一個の個人の御意見なら、ただ、あなたの御意見だらうといふことでいいけれども、私も実は横浜市の出身ですが、横浜の市長も、そ

ういふ考へをもつてやつたということになると、大へんな問題です。この点を明らかにしておいていただきたい。

○参考人(原口忠次郎君) 三十五年十月五日に公共用地取得制度改善に関する要請書といふものを横浜、名古屋、京都、大阪、神戸市で出してあります。その中で、やはり私の申し上げたようなこと——土地収用法による手続を合理的に改善されたい、こういう要望の中で説明しまして、そうして一、二、三とずつ項目をあげまして、七番目に、土地地区画事業では裁決の申請に先立つて建設大臣の裁決を受けなければならぬのであるが、これを損失補償と同じく収用委員会に裁定せられるようにせられたいといふことをうたつております。従ひまして、私が先ほど申し上げましたのは、これは計画事業でも、こういうふうにされることを私どもは五大市として要望しておりますといふことを申し上げたわけであり

○田上松衛君 非常にそのことは誤解を生むのです。確かにあなたは前提として五大市が要望したのは、決して今日の特別措置法の成立を望んだのじゃなく、それよりか前の土地収用法の改正を望んだのだ、この前提が言われて、そうして今お話になつたようなことを言われたわけですけども、その中で、私が重大視する点は、土地地区画整理事業施行によつて生み出されたところの保有地といふものは、この一点を、今度の特別措置法の対象としたといふことになりまして、これは大へんだといふことです。それは、根本に關する問題になりますから。

○参考人(原口忠次郎君) 説明が足ら

ういふ考へをもつてやつたということになると、大へんな問題です。この点を明らかにしておいていただきたい。

ない点が、あるいはあるかも知れぬ
と思いますけれども、五大市で要望い
たしましたその前の六項に土地区画整
理及び土地改良事業施行中の仮換地及
び保留地についても取用できることを
明確にせられたいということを言っ
ている、これは要望を出したというこ
とでございます。

○田上松衛君 保有地ですか保留地
ですか。

○参考人(原口忠次郎君) 仮換地及び
保留地でございます。

○田上松衛君 よろしい。それならわ
かる。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに御意見
もないようでございますから、これに
て、参考人の方の意見に対する質疑は
終えたいと思います。

参考人の各位におかれては、貴重な
御意見などをお聞かせ下さいまして、
まことにありがとうございます。厚
く御礼を申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

昭和三十六年六月八日印刷

昭和三十六年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局